

たけはらの環境

令和 6 年度版



竹 原 市

は　じ　め　に

私たちは、20世紀の経済成長に伴い、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな社会生活を享受してきました。

その反面、豊かな社会生活の代償と見られる地球温暖化によって突発的かつ想定外の雨量をもたらす豪雨が頻発するようになり、平成30（2018）年7月豪雨や令和3（2021）年7月豪雨が発生した際に、本市も甚大な被害を受けました。

このような異常気象は全国で発生しており、環境問題が深刻化しております。

21世紀は「環境の世紀」と言われておりますが、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、環境保全は重要な要素とされており、あらためて、今、市民一人ひとりが身近な生活環境や自然環境、多様な生態系等の保全の意義を認識し、地球に負荷をかけない生活環境を創り出すことが求められております。

このような状況の中、本市においては、美しく豊かな自然とより良い生活環境を次世代に継承していくため、令和3（2021）年11月に、本市の環境保全に向けた行動の指針である「竹原市環境基本計画」を第2次計画として改定を行い、市民・事業者・行政が協力しながら、新たな環境問題に対応した持続可能な社会の実現を目指すこととしております。

今後とも、この計画に基づきながら、地球温暖化防止と環境美化に重点をおき、環境に配慮した各種施策を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

本書は令和6（2024）年度の本市の環境の現状と対策について取りまとめたものです。本書が本市の良好な生活環境を守るために、皆様の理解を深め、考え、行動につなげていただくための一助になれば幸いに存じます。

令和7（2025）年6月

竹原市長　　今　　榮　　敏　　彦

目 次

第1 市勢の概要

1. 沿 革	1
2. 位置及び面積	1
3. 人口及び世帯数	1
4. 都市計画	3
5. 公園	3

第2 環境行政の概要

1. 令和6年度環境行政の組織	4
2. 事務分掌（生活環境係）	4
3. 組織の変遷	5
4. 竹原市環境基本条例	5
5. 竹原市環境基本計画	5
6. 竹原市環境審議会	8
7. 竹原市廃棄物減量等推進審議会	9
8. 環境保全協定	10
9. 広島県からの事務移譲	12
10. 環境行政のあゆみ	13

第3 大気汚染

1. 大気汚染の概要	14
2. 大気の状態	
(1) 大気汚染監視体制	15
(2) 硫酸化合物	16
(3) 浮遊粉じん	18
(4) 窒素酸化物	20
(5) オキシダント	21
(6) 炭化水素	22
3. 大気汚染防止対策	24
4. 大気汚染に係る環境基準	27

第4 水質汚濁

1. 水質汚濁の概要	29
2. 公共用水域の状態	30
3. 水質の状態	
(1) 河川	31
(2) 海域	32
(3) 海水浴場	33
4. 水質汚濁に係る環境基準	34
5. 浄化槽による生活排水対策	37

第 5	土 壤		
1.	土 壤 の 概 要		38
2.	土壌汚染の状況の監視		38
3.	ダ イ オ キ シ ン 類		38
第 6	騒 音・振 動		
1.	騒 音 ・ 振 動 の 概 要		40
2.	騒音・振動に関する規制		41
3.	騒音・振動の大きさの例		45
第 7	悪 臭		
1.	悪 臭 の 概 要		47
2.	悪 臭 に 関 す る 規 制		47
第 8	ご み		
1.	廃棄物の定義		49
2.	ごみの収集状況		49
3.	ごみ処理施設		50
4.	ごみの減量施策		50
5.	不法投棄対策		51
6.	野焼きの禁止		51
第 9	地球温暖化		
1.	地 球 温 暖 化 の 概 要		52
2.	竹原市地球温暖化対策地域協議会		53
第10	公害苦情事案		
1.	公 害 苦 情 事 案 の 概 要		54
2.	公害の発生源・公害の種類別苦情件数		54
3.	年 度 別 公 害 苦 情 件 数		54

資 料

1. 大 気 関 係	
(1) 大気汚染測定機設置表・位置図	58
(2) 気温・降水量・日照時間	60
(3) 風向・風速	61
(4) 令和5年度 二酸化硫黄の経年変化（紫外線蛍光法）	62
(5) 令和5年度 二酸化硫黄濃度測定結果（同上）	62
(6) 令和5年度 硫黄酸化物・経月変化（イオンクロマト法）	63
(7) 令和5年度 浮遊粒子状物質の経年変化（ベータ線吸収法）	63
(8) 令和5年度 浮遊粒子状物質濃度測定結果（同上）	64
(9) 令和5年度 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果	65
(10) 令和5年度 微小粒子状物質（PM2.5）経年変化	65
(11) 令和5年度 降下ばいじん・経月変化（デポジットゲージ）	66
(12) 令和5年度 降下ばいじん・成分分析結果（年平均値）	66
(13) 令和5年度 二酸化窒素の経年変化（吸光光度法、化学発光法）	67
(14) 令和5年度 二酸化窒素濃度測定結果（同上）	67
(15) 令和5年度 二酸化窒素・経月変化（同上）	68
(16) 令和5年度 光化学オキシダントの経年変化（紫外線吸収法）	68
2. 水 質 関 係	
(1) 令和5年度 河川水質測定結果	69
(2) 令和5年度 海域水質測定結果	71
(3) 令和5年度 海水浴場測定結果	73
3. 騒音・振動関係	
(1) 令和5年度 環境騒音調査結果	73
(2) 令和5年度 道路交通騒音調査結果	74
(3) 令和5年度 特定建設作業の届出状況	75
4. ごみ関係	76
【環境用語の説明】	77

竹原市民憲章

昭和43(1968)年制定

- ①郷土の自然を愛し、平和なまちをつくりましょう。
- ①きまりを守り、信じあえる住みよいまちをつくりましょう。
- ①働くことによるこびをもち、豊かなまちをつくりましょう。
- ①老人をうやまい、青少年の夢をすこやかにそだてましょう。
- ①健康なからだ、きれいな心で明るい家庭をきずきましょう。

市の花（梅）

City Flower (Plum)

清楚にして優雅な品性を保ち、早春に力強く伸びる新しい枝と共に咲きほこる花は、その香りとともにまさに市民性を象徴するにふさわしいものです。

昭和53(1978)年選定

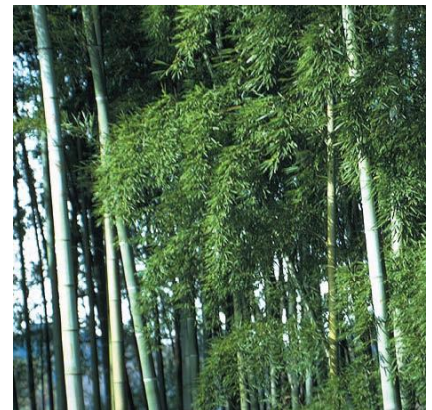


市の木（竹）

City Tree (Bamboo)

まっすぐ伸びて信念を表し、市民みんなが仲よくつながり合って成長し、葉は広くひろがり、その緑は平和を象徴するものです。

昭和53(1978)年選定



市章

City Insignia

竹を題材とし、竹の輪は市民の和を表し、三方に広がる笹は平和で豊かな繁栄を象徴するものです。

昭和38(1963)年選定

第1 市勢の概要

1. 沿革

竹原市は昭和27（1952）年以来、近隣10カ町村が合併し、昭和33（1958）年11月に市制を施行しました。広島県の中央やや東寄りの南部に位置し、気候は、温暖寡雨の穏やかな瀬戸内海気候で、中央部から沿岸部にかけて平野や平坦地があり、大部分が山地となっています。

【重要伝統的建造物群保存地区】



本市の北部には古墳群があり、今から約三千年前から人々の生活が営まれていたことがわかります。江戸時代の慶安3（1650）年に入浜式塩田が開発され、本市は急速に発展し、以後300年間、塩の町として、また、島嶼部も含めた芸南地区の中核として繁栄しました。その当時の面影は本市の町並みとして残り、周辺の環境と一体をなして、歴史的風致を形成しています。これらの伝統的な建造物群は、我が国にとってその価値が特に高いものとして「重要伝統的建造物群保存地区」に文部科学省から指定されています。

また一方では、この豊かな経済基盤の上に注目すべき町民文化を開花させ、幾多の先哲を送り出しました。特に著名なのが頼一門であり、頼山陽は日本外史等多数の書を残しています。

2. 位置及び面積

東 経	北 緯	総面積	広 ぼう	標 高
132° 47' ~ 133° 1'	34° 17' ~ 34° 26'	118.23km ²	東西21.2km 南北14.7km	最高地 544.8m

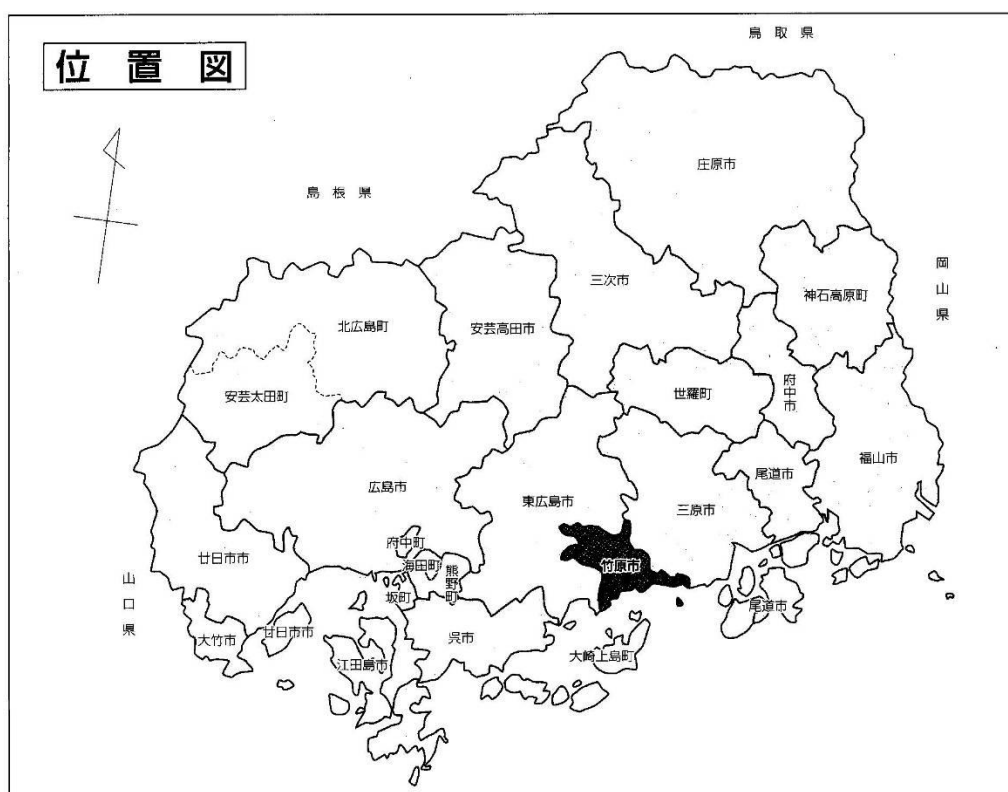
3. 人口及び世帯数（令和6年3月31日）

- (1) 人 口 22,936人
- (2) 世 帯 数 11,941世帯
- (3) 人 口 密 度 194.0人/km²

(4) 人口の推移

(毎年3月31日現在)

年 次	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
昭和55年	11,456	38,583	18,516	20,067
60	12,228	37,013	17,726	19,287
平成2年	12,523	35,477	16,775	18,702
7	12,754	34,488	16,340	18,148
12	12,911	32,862	15,467	17,395
17	13,021	31,494	14,807	16,687
27	12,712	27,554	13,102	14,452
29	12,589	26,548	12,661	13,887
30	12,486	26,038	12,415	13,623
令和元年	12,353	25,463	12,136	13,327
2	12,271	24,884	11,887	12,997
3	12,196	24,378	11,662	12,716
4	12,078	23,901	11,412	12,489
5	12,024	23,389	11,170	12,219
6	11,941	22,936	10,976	11,960



4. 都 市 計 画

工業、事業場、住宅等が無秩序に混在することで、その結果、騒音や悪臭・日照障害などの苦情が発生し、生活環境が悪化するばかりでなく、生産・交通・レクリエーションなどの都市の機能が混乱し、住みにくく不便な街になります。

そこで、このようなことが起こらないように、健康で文化的な市民生活の確保と機能的な都市空間を創ることを目的として、本市では、昭和63（1988）年4月1日から都市計画法による用途地域の指定を施行しました。

住居系区域536ha（59.4％）、商業系区域50ha（5.6％）、工業系区域316ha（35.0％）で用途地域が指定されています。

5. 公 園

公園の広場は、児童の遊び場であり、市民の憩いの場として親しまれる、みんなの財産です。

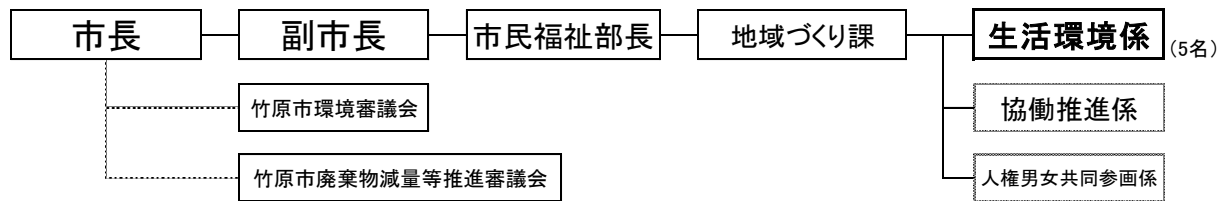
現在、都市公園は16カ所・総面積50.19haで、その内訳は街区公園12カ所（2.49ha）、近隣公園2カ所（2.30ha）、総合公園2カ所（45.40ha）となっています。

○ ピースリーホームバンブー総合公園



第2 環境行政の概要

1. 令和6年度環境行政の組織



2. 事務分掌（生活環境係）

- (1) 一般廃棄物に関すること。
- (2) 浄化槽の設置、管理及び普及に関すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (4) 火葬場及び墓地に関すること。
- (5) 環境衛生に関すること。
- (6) 公衆衛生に関すること。
- (7) 公害に関すること。
- (8) 生活衛生に関すること。
- (9) 地球温暖化防止に関すること。
- (10) 広島中央環境衛生組合に関すること。
- (11) 大久野島毒ガス障害者団体に関すること。
- (12) 大久野島毒ガス資料館に関すること。
- (13) 大久野島の活性化に関すること。

3. 組織の変遷

年	月	出来事
昭和 45 (1970)	8	産業課公害係を新設
同	12	竹原市公害対策連絡協議会を発足
48 (1973)	9	竹原市公害対策審議会設置
同	10	部制施行により民生部環境保全課公害係へ改称
平成 3 (1991)	4	環境保健課環境公害係へ改称
6 (1994)	4	環境保全課環境公害係へ改称
同	12	竹原公害対策審議会を竹原市環境審議会へ改称
8 (1996)	9	市民生活課環境保全係へ改称
14 (2002)	11	民生部市民生活課地域づくり推進係へ改称
17 (2005)	4	民生部市民生活課生活環境係へ改称
22 (2010)	4	市民生活部まちづくり推進課生活環境係へ改称
31 (2019)	4	市民生活部市民課生活環境係へ改称
令和 3 (2021)	4	市民福祉部市民課生活環境係へ改称
6 (2024)	4	市民福祉部地域づくり課生活環境係へ改称

4. 竹原市環境基本条例

本市では、水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り継承していくため、平成 19 (2007) 年 12 月に、環境の保全についての基本理念を定めた竹原市環境基本条例を制定しました。

この条例は、市、事業者、市民及び滞在者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

5. 竹原市環境基本計画

令和 3 (2021) 年 11 月に、環境基本計画を第 2 次計画として改定しました。

この計画は、本市の環境保全に関する施策を総合的に推進していくための計画であり、環境に配慮したまちづくりの基本的な考え方を定めており、市民や事業者、さらに本市に滞在する人が、行政と協働して環境保全に取り組むための指針となります。

第2次計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としております。

計画の改定にあたっては、第1次計画で未達成だったものを、積極的に推進するため、より能動的な「目指す環境像」を定めており、「目指す環境像」を支える基本目標と目標を達成していくための基本的な施策や重点的な取り組みを設定しています。

【目指す環境像】 海、川、山、空、あでやかに、竹原市

基本目標	基本的な環境施策
≪生活環境≫ 水質・土壌・大気的环境基準が守られている	○ 自動車からの環境負荷の低減 ○ 家庭からの環境負荷の低減 ○ 工場・事業所からの環境負荷の低減 ○ 各種環境の監視・指導の継続
≪自然環境≫ 自然環境が適切に保護され自然とのふれあいの場がある	○ 生物多様性の確保 ○ 自然環境の保全・保護 ○ 人と自然とのふれあいの推進
≪快適環境≫ 生活の基盤が整備され、清潔で快適に暮らせる	○ 廃棄物の発生抑制の推進 ○ 廃棄物の適正処理の推進 ○ 快適な環境づくり ○ 災害に強いまちづくり
≪地球環境≫ 省資源・省エネルギーを推進し、地球環境の保全に貢献する	○ 資源・エネルギーの有効な利用 ○ 地球環境保全対策の推進 ○ 環境教育及び環境保全活動の推進

（重点的な取り組み）

- ・ たけはらの地球温暖化防止プロジェクト ・ たけはらの環境美化プロジェクト

【春風館頼家住宅（手前）・復古館頼家住宅
（ともに国指定重要文化財）】



第2次竹原市環境基本計画では、環境基本計画の進行状況进行评估するための指標及び目標値等を、下表のように設定しています。令和5（2023）年度の状況は、以下のとおりです。

○ 計画の進行管理のための目標値等の達成状況（令和5年度）

【生活環境】

成果指標名	基準年度 (平成30年度)	目標 (令和12年度)	令和5年度
賀茂川（朝日橋）のBOD 75%値	1.1mg/l	環境基準値 (2.0mg/l) 以下	1.4 mg/l
燧灘北西部のCOD 75%値	1.6mg/l	環境基準値 (2.0mg/l) 以下	1.2 mg/l
土壌のダイオキシン (仁賀小)	0.06pg-TEQ/g	環境基準値 (1000pg-TEQ/g) 以下	0.37 pg-TEQ/g (忠海学園)
大気質（SO ₂ ）2%除外値 (竹原高校)	0.003ppm	環境基準値 (0.04ppm) 以下	0.004ppm
大気質（NO ₂ ）98%値 (竹原高校)	0.017ppm	環境基準値 (0.10ppm) 以下	0.012ppm
光化学オキシダント (昼間の1時間の最高値)	0.102ppm	環境基準値 (0.06ppm) 以下	0.091ppm
浄化槽の法定検査受検率	60%	76.4%	63.5%

【快適環境】

成果指標名	基準年度 (平成30年度)	目標 (令和12年度)	令和5年度
一人一日当たりのごみ排出量	916g/人・日	869g/人・日	905g/人・日
一般廃棄物のリサイクル率	11.7%	26.0%	26.7%
不法投棄件数	9件	3件以下	6件
環境・道路交通騒音の環境 基準適合	1地点を除き 適合	現状と同等以上	1地点を除き 適合

6. 竹原市環境審議会

竹原市環境審議会は、地方自治法に基づき、市長の諮問に応じ環境の保全に関し必要事項の調査及び審議若しくは答申、又は建議するため設置されました。この審議会は、昭和45（1970）年12月公害対策連絡協議会として発足し、昭和48（1973）年9月市長の諮問機関として竹原市公害対策審議会を条例設置しました。その後、平成6（1994）年12月竹原市環境審議会に改称し、現在にいたっております。なお、現審議会は学識経験を有する者、市民を代表する者、関係行政機関の職員の10名で構成されています。

主な審議・報告事項は次表のとおりです。

○ 竹原市環境審議会における主な審議・報告事項

年度	回数	主な審議・報告事項
昭和59	1	昭和58年度大気測定結果について報告
60	1	住民健康調査結果(昭和59年度)、広島新空港の現況について報告
61	1	新広島空港の環境影響評価について報告
62	1	六価クロム問題について報告、騒音・振動規制地域の変更について報告
63	1	竹原火力2号機燃料転換工事計画の概要について報告
平成元	1	石炭流動床ボイラー実証試験設備視察
2	5	新広島空港の工事概況視察、石炭流動床ボイラー実証試験設備視察、電源開発(株)竹原火力発電所2号機流動床ボイラー改造計画(案)について審議
4	1	竹原火力発電所2号機流動床ボイラー改造工事状況視察
7	1	スポーツ振興(株)、瀬戸内リゾート(株)と環境保全協定について報告、中国電力(株)大崎火力発電所の環境影響調査書について報告
9	3	中国電力(株)大崎発電所視察、大久野島土壌汚染等について報告
11	1	大久野島土壌汚染等について報告
12	1	中国電力(株)大崎発電所視察
13	1	竹原安芸津環境センター視察
14	1	竹原安芸津環境センターのダイオキシン対策について報告
15	1	ポイ捨て条例・6分別への移行・3Rの推進について報告
16	1	6分別に移行の成果・リサイクルの結果について報告
19	3	竹原市環境基本条例(案)について審議
20	3	竹原市環境基本計画(案)について審議、環境アンケート調査について審議

年度	回数	主な審議・報告事項
21	3	竹原市環境基本計画（案）について審議
22	2	竹原市環境基本計画推進について報告、竹原火力発電所新1号機設備更新計画環境影響評価方法書について報告
23	3	騒音・振動・悪臭に係る権限移譲について報告、竹原火力発電所新1号機に係る平成23年度の動向について
24	3	「竹原市廃棄物減量化対策について（答申）」について報告
25	1	竹原火力発電所新1号機設備更新計画環境影響評価準備書について審議
27	1	年次報告、その他環境施策の展開について審議
令和2	1	第2次環境基本計画の策定スケジュール、アンケート調査について審議
3	1	第二次環境基本計画（案）について審議
4	1	年次報告、環境教育副読本について
5	1	年次報告、環境教育副読本について
6	1	年次報告、環境教育副読本について

7. 竹原市廃棄物減量等推進審議会

竹原市廃棄物減量等推進審議会は、竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物の減量及び再生利用の促進等に関する事項を審議するため、平成7（1995）年に設置されたものです。審議会は委員14人以内で組織することとされており、現審議会は識見を有する者、民間諸団体の代表者、市長が必要と認める者の12名で構成され、本市のごみ減量化施策等の審議を行っています。

主な審議・報告事項は次表のとおりです。

○ 竹原市廃棄物減量等推進審議会における主な審議・報告事項

年度	主な審議・報告事項
平成7	竹原市廃棄物減量化対策（ごみ減量化対策・ごみの資源活用・ごみの分別収集・家庭ごみの有料化）について諮問、先進地視察（廿日市市）
8	ごみの分別収集について報告、先進地視察（尾道市・大竹市）、竹原市廃棄物減量化対策について答申
11	地域環境美化促進について諮問
12	地域環境美化促進について答申、家電リサイクル法について報告
13	地域環境美化対策（環境美化に関する条例・竹原市生ごみ処理容器購入補助金交付事業・竹原市資源ごみ回収事業報奨金交付事業・ごみ有料化）について審議・報告
14	竹原市環境美化に関する条例について審議、ごみの6分別収集について審議

年度	主な審議・報告事項
15	竹原・東広島ブロックごみ減量・資源化実施計画について報告
16	ごみの減量化・資源化について報告
17	廃棄物の現状について報告
23	一般廃棄物の現状について報告、ごみの有料化について審議
24	一般廃棄物の現状について報告、ごみの有料化について審議
27	一般廃棄物の現状について報告、ごみの有料化について審議
28	家庭ごみの指定ごみ袋制度の実施について審議、不法投棄対策について審議
29	ごみの分別、収集について審議
30	ごみの分別、収集について審議
令和元	ごみの分別、収集について審議
2	ごみの分別、収集について審議
4	一般廃棄物の現状について報告
5	一般廃棄物の現状について報告
6	一般廃棄物の現状について報告

8. 環境保全協定

(1) 環境保全協定の締結

市・県と企業、又は市と企業の間で、公害を未然に防止し、地域の生活環境を保全するために、環境保全協定を締結しています。

○ 環境保全協定締結状況

年	月	内 容
昭和 55 (1980)	4	市と県と電源開発株式会社（電力会社）で環境保全協定締結
平成 5 (1993)	6	市とスポーツ振興株式会社（ゴルフ場）と環境保全協定締結
同	12	市と瀬戸内リゾート株式会社（ゴルフ場）と環境保全協定締結

(2) 電源開発（株）との環境保全協定

本市においては、電源開発（株）竹原火力発電所の2号機の増設に伴って、昭和49（1974）年1月22日付けで「公害防止に関する協定」を、県・本市・企業で締結し、その後3号機増設に伴って、さきの公害防止協定を見直すと

もに、自然環境の保全をも含めた、「環境保全に関する協定」を、昭和55（1980）年4月19日付けで県・本市と電源開発（株）の三者で締結しました。電源開発（株）は、発電所及びその周辺地域における大気・水質等の測定を継続して測定しており、その結果は県・本市へ定期的に報告されています。

○ 環境保全協定に係る経緯

年	月	出来事
昭和 42（1967）	7	電源開発（株）竹原火力発電所 1 号機（石炭 25 万 KW）運転開始
49（1974）	1	広島県・竹原市と電源開発株式会社で公害防止協定締結
同	6	電源開発（株）竹原火力発電所 2 号機（重油 35 万 KW）運転開始
55（1980）	4	広島県・竹原市と電源開発株式会社で環境保全協定締結
58（1983）	3	電源開発（株）竹原火力発電所 3 号機（石炭 70 万 KW）運転開始
平成 3（1991）	6	広島県・竹原市と電源開発株式会社で電源開発（株）竹原火力発電所 2 号機の石炭流動床ボイラー改造に伴い、環境保全協定に基づく覚書の一部を改正する覚書を締結
7（1995）	7	電源開発（株）竹原火力発電所 2 号機石炭流動床ボイラー（石炭 35 万 KW）運転開始
23（2011）	12	電源開発（株）竹原火力発電所 1・2 号機において、下水污泥炭化燃料を石炭と混焼することに伴い、環境保全協定に基づく覚書の一部を改正する覚書を締結
26（2014）	11	電源開発（株）竹原火力発電所新 1 号機に向けて環境保全協定に基づく覚書の一部を改正する覚書を締結
30（2018）	4	電源開発（株）竹原火力発電所 2 号機において、一廃炭化燃料を石炭及び下水污泥炭化燃料と混焼することに伴い、環境保全協定に基づく覚書の一部を改正する覚書を締結。
令和 2（2020）	9	電源開発（株）竹原火力発電所 1・2 号機の廃止、新 1 号機運転開始

○ 発電所の出力・使用燃料

区 分	出 力	使用燃料	運転開始時期
3 号 機	70 万キロワット	石 炭	昭和 58 年 3 月（石炭による運転）
新 1 号 機	60 万キロワット	石 炭 及び バイオマス燃料	令和 2 年 9 月（石炭及びバイオマス燃料による運転）

9. 広島県からの事務移譲

広島県では、住民に身近な基礎自治体（市・町）が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施できるよう、大幅な事務・権限の移譲を進めています。現在、生活環境係が移譲を受けている環境に係る事務は次のとおりです。

分野	事務名	内容
公害防止	大気汚染防止法に関する事務	ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付など
	水質汚濁防止法に関する事務	特定施設の設置届出受付など
	悪臭防止法に関する事務	特定施設の設置の届出に関する事務など
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事務	公害防止統括者選任の届出受付など
	瀬戸内海環境保全特別措置法に関する事務	特定施設の設置の許可申請受付など
	ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務	特定施設の設置届出受付など
	広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事務	ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設設置の届出受付など
廃棄物	一般廃棄物処理施設に関する事務	一般廃棄物処理施設の設置許可など
	産業廃棄物の不法投棄等防止対策に関する事務	通報等により、不法投棄などを市が了知した場合における現場確認の立入検査
生活排水	浄化槽に関する事務	設置、構造等の変更の届出の受付など

【大久野島】



10. 環境行政のあゆみ

年	出来事
昭和42 (1967)	公害対策基本法成立
43 (1968)	大気汚染防止法・騒音規制法成立
45 (1970)	水質汚濁防止法成立
46 (1971)	悪臭防止法成立
48 (1973)	騒音規制法に基づく特定工場騒音及び特定建設騒音の市内規制地域が指定、並びに県知事の権限に属する事務委託を受ける
51 (1976)	振動規制法成立
53 (1978)	振動規制法に係る市内規制地域が指定
63 (1988)	騒音の規制地域の一部改正
平成元 (1989)	ごみ収集を市内一般廃棄物処理業許可業者へ完全委託
4 (1992)	竹原市資源ごみ回収事業報奨金交付要綱施行
6 (1994)	竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱施行
7 (1995)	環境基本法成立（公害対策基本法は本法の成立に伴い廃止） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律成立 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正
8 (1996)	ごみ収集で資源物・有害ごみの収集開始（2分別→4分別）
9 (1997)	環境影響評価法成立 ごみ収集で粗大ごみ（有料）の収集開始（4分別→5分別）
10 (1998)	地球温暖化対策の推進に関する法律成立
11 (1999)	ダイオキシン類対策特別措置法成立
12 (2000)	循環型社会形成推進基本法成立 竹原市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱施行
14 (2002)	土壌汚染対策法成立
15 (2003)	ごみ収集でリサイクルする物の収集開始（5分別→6分別）
18 (2006)	広島県より浄化槽法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事務の一部が移譲
19 (2007)	広島県より廃棄物の処理及び清掃に関する法律の事務の一部が移譲
20 (2008)	竹原市環境基本条例施行
21 (2009)	広島県と産業廃棄物に係る立入検査業務実施に関する協定書を締結 マイバッグ運動の推進
22 (2010)	竹原市環境基本計画策定
23 (2011)	竹原市地球温暖化対策協議会「エコネットたけはら」の設立 第1次竹原市地球温暖化対策実行計画策定
29 (2017)	家庭ごみの指定ごみ袋制度開始
令和3 (2021)	ごみ処理施設である竹原安芸津環境センター、竹原安芸津最終処分場、し尿処理施設である竹原クリーンセンターが閉鎖 これらに代わって、全分別種のごみ及びし尿の処分場である広島中央エコパークが、東広島市西条町上三永に開設 ごみ収集で、もやせない物が、もやせる物もしくはリサイクルする物となり、粗大ごみは無料化（6分別→5分別） 家庭ごみ指定ごみ袋が有料化

第3 大 気 汚 染

1. 大気汚染の概要

大気汚染とは、大気中にいろいろな汚染物質があつて、そのままでは人の健康や生活環境、あるいは動植物に被害が生じるなど、良くない影響が生じてくるような状態をいいます。

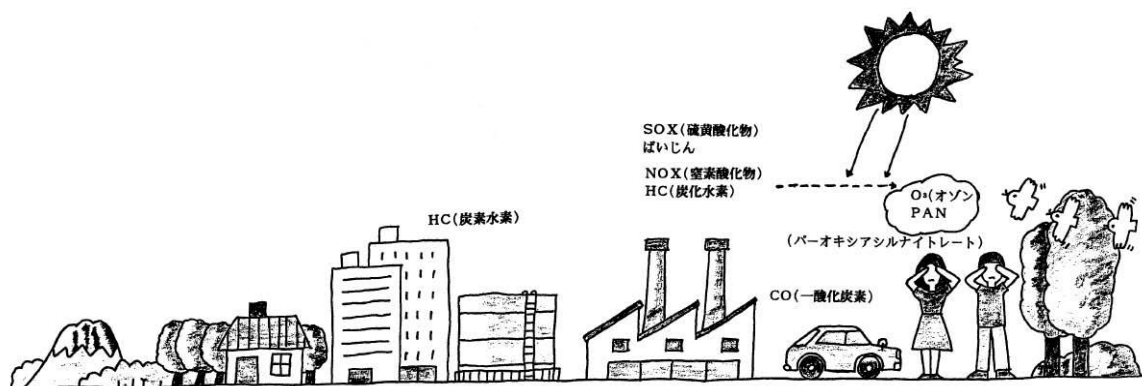
このような状態には、火山の噴火によるばい煙の発生など自然活動に起因するものも含まれますが、今日の汚染は、その主要部分が工場・事業場の活動、あるいは自動車、船舶等の運航など人為的に発生したもののによつていますので、法律では、これを「大気汚染」として取り上げ、規制を行っています。

代表的な大気汚染物質としては

- (1) 硫黄酸化物（二酸化硫黄（ SO_2 ）、三酸化硫黄（ SO_3 ））
- (2) 窒素酸化物（二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化窒素（ NO ））
- (3) 一酸化炭素（ CO ）
- (4) 浮遊粒子状物質（粉じん、ばいじん）
- (5) 微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）
- (6) 光化学オキシダント オゾン（ O_3 ）、パーオキシアセチルナイトレート（ PAN ）など
- (7) 炭化水素（ HC ）

があげられます。

このような汚染物質については、人の健康を守るために維持することが望ましい環境上の水準として環境基準が定められています。



2. 大気の現状

(1) 大気汚染監視体制

本市では、広島県による大気環境測定局（1カ所）が竹原高校敷地内に設置されており、市内の大気汚染状況や汚染物質の排出量を把握し、汚染状況の悪化に伴う緊急時対策をとるために監視体制を整えています。

この監視体制は、大気環境測定局で測定したデータをコンピューターで演算処理しており、その結果を広島県のホームページ上で公表しています。

また、光化学オキシダント注意報及びPM_{2.5}に係る高濃度予報などが広島県知事から発令された時は、県が主な工場に対して、排出ガス量を削減するように協力・要請などを行い、本市では県から連絡を受けた際には、幼稚園・保育所・小中学校・福祉施設等へ注意喚起を行っています。

このほか市内では、簡易測定法による二酸化硫黄（SO₂小型サンプラー法）を5カ所、降下ばいじん量（デポジットゲージ法）を5カ所、二酸化窒素（NO_x-KN-S法）を4カ所で測定し、それぞれの長期変動を調べており、それらの測定結果は本市のホームページ上で公表しています。

(2) 硫黄酸化物

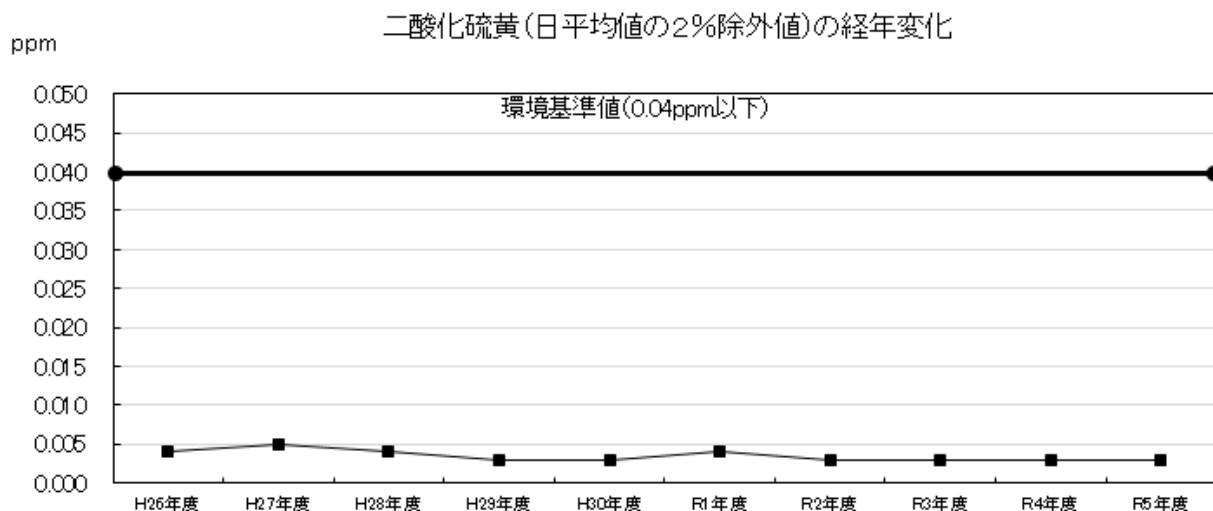
石炭、重油などの化石燃料や鉄鉱石などの原料中に含まれる硫黄分が燃焼すると、酸素と化合して硫黄酸化物となり、大気中に排出されます。主なものとしては、二酸化硫黄（ SO_2 ）や無水硫酸（ SO_3 ）などがありますが問題となるものの大部分は二酸化硫黄です。これは動植物に被害を与え、人体の呼吸器に対する影響では、浮遊粉じんと相乗効果が大きく感冒症候群、気管支ぜんそくなどの病気をひきおこす原因となります。

現在、本市では、二酸化硫黄を連続的に測定記録する紫外線蛍光法と簡易な方法で測定する小型サンプラー法により、測定を行っています。

(ア) 紫外線蛍光法

現在、本市では、広島県の竹原高校局においてこの測定を行っています。

次のグラフは、二酸化硫黄の「日平均値の2%除外値」を過去10年間について示したもので、測定値は基準値以下となっています。



日平均値の2%除外値 … 年間の日平均値を高い方から並べて、上位2%を除外した中で最も高い日平均値。365個

の日平均値がある場合は8番目に高い日平均値となり、この値を日平均の環境基準値と比較して評価する。



写真左： 竹原高校大気環境測定局 外観

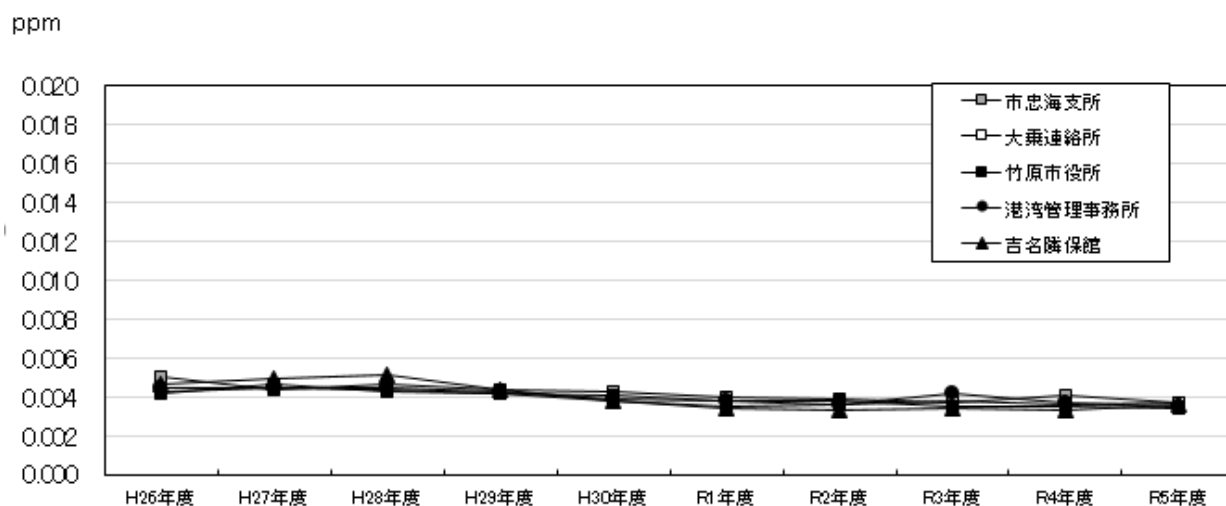
写真右： 竹原高校大気環境測定局内部に設置されている測定機器

(イ) 小型サンプラー法

この測定方法は、(ア) の方法より簡易であるため、数多く設置することができるとともに、地域差や長期間の変動を調べるのに便利であることから、現在、市内5カ所で測定を行っています。

過去10年の測定結果は、概ね横ばいとなっています。

二酸化硫黄（年平均値）の経年変化（小型サンプラー法）



(3) 浮遊粉じん

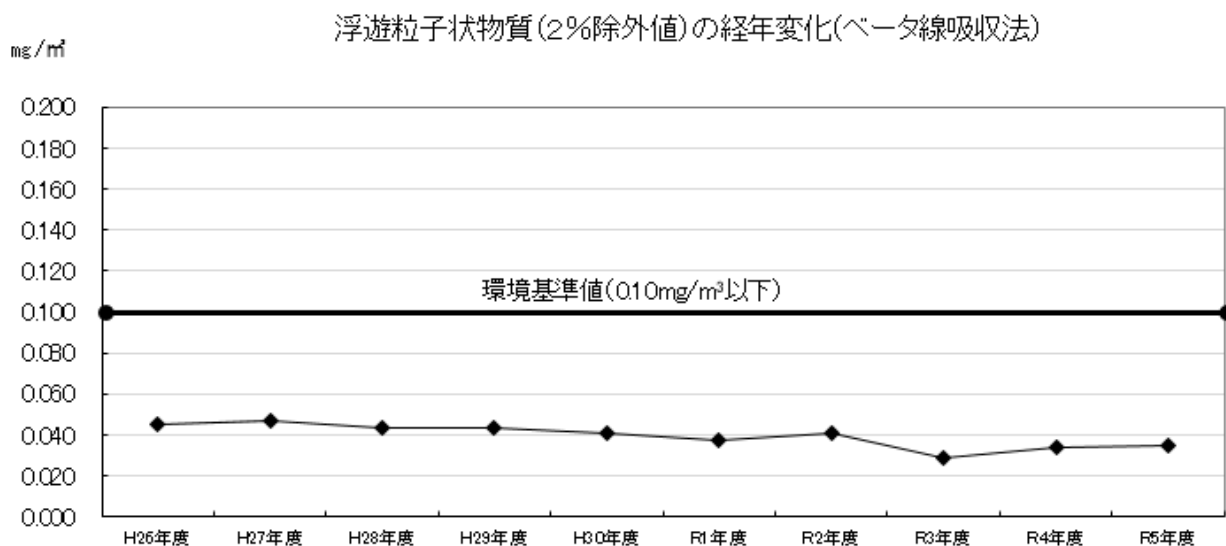
雨が降った後は、空がきれいになります。これは空気中に漂っていた物質が雨で洗い流されるためです。この空気中に漂っている物質を浮遊粉じんといい工場・事業場の煙や粉じん、自動車の排ガス、家庭の煙など人為的な原因によって発生するほか、風による砂ぼこりや火山の灰、海塩粒子など自然的な原因によっても発生します。

浮遊粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は沈降速度が遅く、大気中に長時間滞留することや人間の肺胞等に沈着し悪影響を及ぼすことから、「浮遊粒子状物質」とし、その中でもさらに粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子を「微小粒子物質(PM $_{2.5}$)」として環境基準が定められています。

(ア) 浮遊粒子状物質

当該物質の測定は、広島県が竹原高校局で連続測定を行っています。

過去10年の「日平均値の2%除外値」は、概ね横ばいとなっていて、環境基準にも適合しています。



(イ) 微小粒子状物質 (PM $_{2.5}$)

微小粒子状物質(PM $_{2.5}$)とは、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子であり、主な発生源は自動車の排気ガス、工場などのボイラー及び焼却炉から発生するばい煙とされています。

本市では、広島県が平成24年10月から竹原高校局で自動測定器を設置し、連

続測定を行っています。

〔微小粒子状物質（PM 2.5）の令和5年度年間測定結果〕

測定局	平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35.0 \mu\text{g}$ を超えた日数
竹原高校	8.6	20.8	0

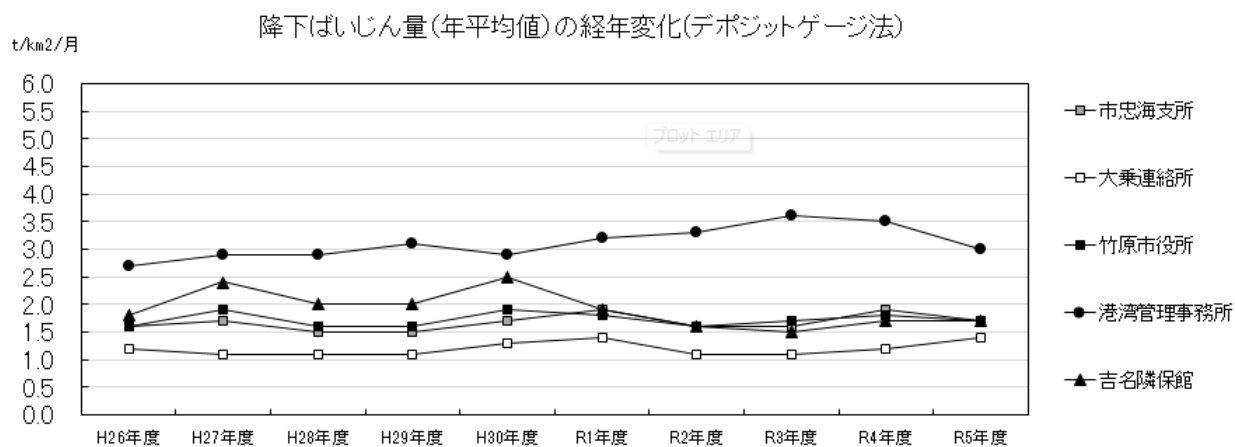
(ウ) 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち、自重による自然沈降あるいは雨によって沈降するばいじん、粉じんなどの総称です。その量を不溶解性成分と溶解性成分などに分析して、その地域の長期変動や地域比較などにより汚染状況を知る一つの目安としています。

本市では、デポジットゲージ法により、現在5カ所で測定を行っていて、過去10年の測定結果を下記グラフに示しています。

経年変化をみますと、明瞭な増加傾向又は減少傾向はみられません。

なお、降下ばいじんには環境基準値が設定されていません。



(4) 窒素酸化物

大気中の窒素酸化物（ NO_x ）はいろいろありますが、主なものは一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）です。その発生源は工場や自動車のほか、ビルの暖房、家庭のストーブやガスコンロなどの器具、船舶・航空機などの燃料中の窒素分や大気中の窒素が酸化されて生成されます。さらには土壌バクテリア・火山活動などの自然現象など広い範囲にわたっています。

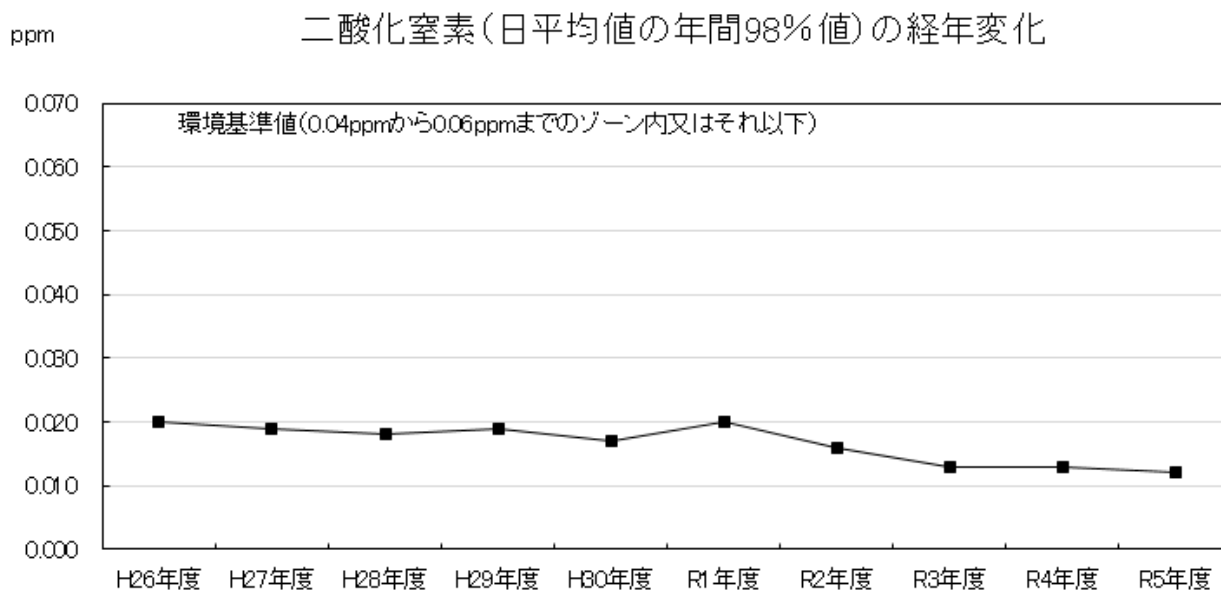
窒素酸化物は、人の健康に有害です。特に二酸化窒素は、高濃度になると気管支ぜん息、慢性気管支炎などの病気をひきおこす原因となるため、環境基準が設定されています。また窒素酸化物は炭化水素などと光化学反応を起こし、光化学スモッグの要因物質の一つです。

現在、本市では、連続的に測定記録する吸光光度法及び化学発光法並びに簡易な方法で測定する NG-KN-S 法により、測定を行っています。

(7) 吸光光度法及び化学発光法

本市では、県が管理する竹原高校局で、この方法により測定しています。

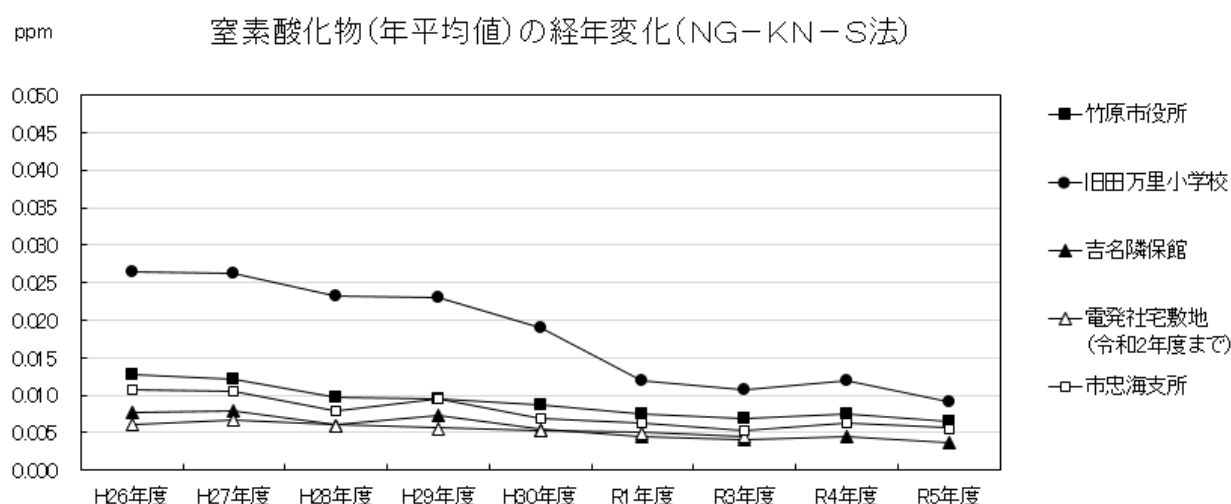
次のグラフは、二酸化窒素の「日平均値の年間98%値」（1年間に測定された全ての日平均値を低い方から並べて98%番目に低い日平均値。365個の日平均値がある場合は98%番目に該当する358番目の日平均値、二酸化窒素の環境基準への適合について長期的な評価を行う際に使用。）を過去10年間について示したもので、測定値は環境基準に適合しています。



(イ) NG-KN-S法

この測定方法は、(ア)の方法より簡易であるため、数多く設置することができ、地域差や長期間の変動を調べるのに便利であることから、本市では、市内4カ所で測定を行っていて、過去10年の測定結果を下記グラフに示しています。

経年変化は、ほぼ横ばい状態ですが、国道2号線の傍の旧田万里小学校が他の4地点と比べて濃度が高くなっていて、自動車の排出ガスが影響しているものと思われます。



(5) オキシダント

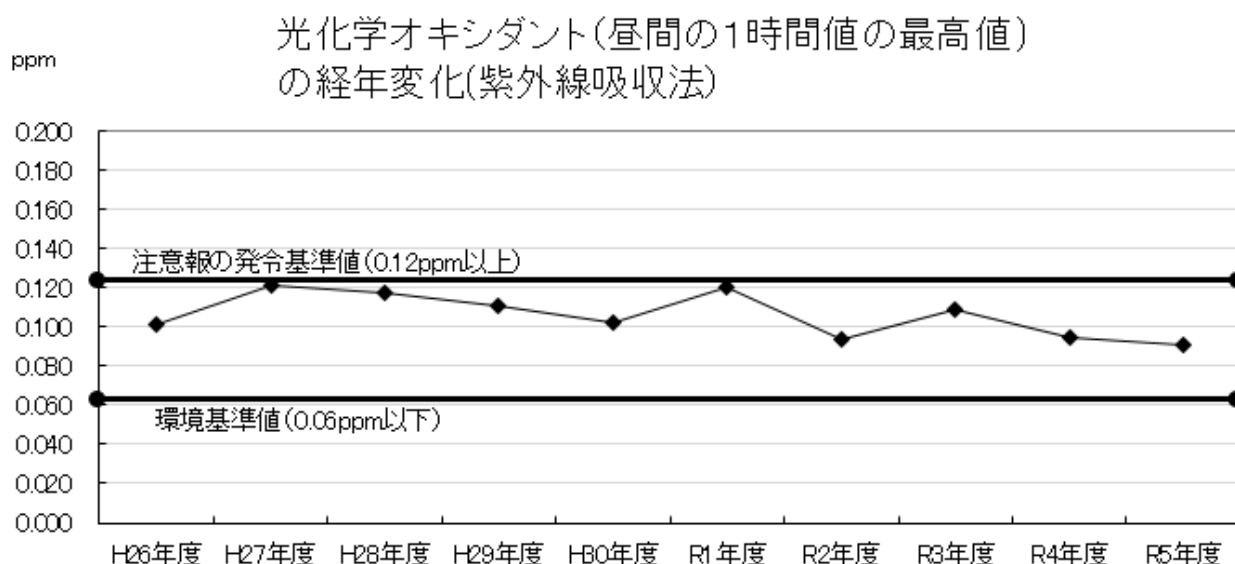
オキシダント(O_x)は、大気中の窒素酸化物や炭化水素などに太陽光線(紫外線)が作用して光化学反応を起こし、生成したオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の強酸化性物質の総称で、その発生には気象条件(気温、日照、風向、風速等)が大きく影響します。また、そのうち約90%はオゾンが占めるといわれています。しかし、生成機構等でまだ未解明の分野も多々あり、今後の大きな課題になっています。

このオキシダントなどによる被害は、風が弱く、むし暑い日、日射しの強い日、またはうす曇の日などに高濃度となって、眼の刺激やのどの痛みなど人体への影響のほか植物を枯らしたりします。

本市内では、現在竹原高校1局で測定を行っています。光化学オキシダントの環境基準値は、「1時間の最高値」について設定されていますが、この経年変化をみるとほ

ば横ばい状態となっています。

環境基準の適合状況については、昭和49年度の測定開始以降、すべての年度で不適合になっていて、県内の他市でも同様の状況にあります。



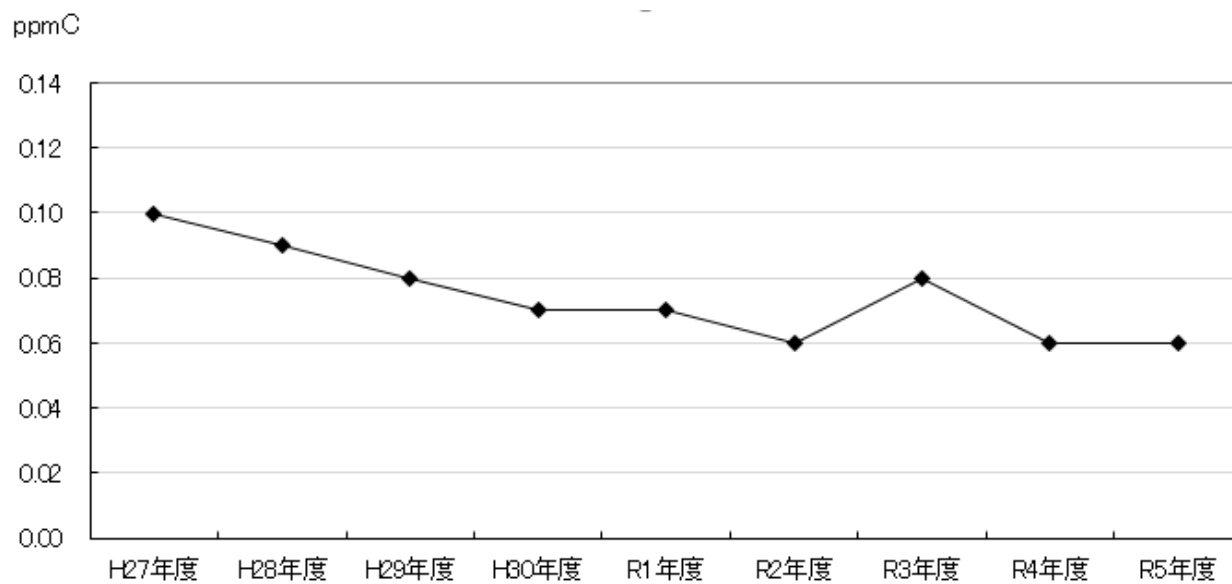
(6) 炭化水素

炭化水素(HC)は、光化学オキシダントの生成に深い関係があることから注目されています。しかし、炭化水素の大部分は自然界の生物により発生するメタンです。メタンは光化学オキシダントの生成にほとんど関係がないため、メタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と定めています。この発生源は、石油類の貯蔵施設・出荷施設、塗料等の有機溶剤を使用する工場や自動車の排出ガス等、多種多様です。

本市では、広島県が竹原高校で測定を行っています。年平均値の推移にほとんど変化はありません。

炭化水素については、環境基準は定められていませんが、昭和51(1976)年に中央公害対策審議会から、「非メタン炭化水素については、午前6時から9時までの3時間平均値が0.2～0.31ppmCの範囲」との指針が示されています。これと比較してみますと次ページの表のとおり濃度は低く、0.31ppmCを超えた日はありません。

非メタン炭化水素濃度（竹原高校）の年平均値の経年変化



項 目	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
6～9時における 年平均値 (ppmC)	0.07	0.07	0.06	0.08	0.06	0.06
6～9時の3時間平均 値が0.31ppmCを超え た日数の割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

非メタン炭化水素(6～9時の年平均値と3時間平均値が0.31ppmCを超えた割合)

3. 大気汚染防止対策

(1) 発生源の規制

大気汚染を防止するため、大気汚染防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例により、工場・事業場（固定発生源）のボイラー・焼却炉・加熱炉など、大気汚染の原因となるばい煙を排出する一定規模以上の施設（ばい煙発生施設）について排出基準を定め県が規制を行っています。また、自動車の排出ガスについても規制の強化が図られています。

また、電源開発(株)竹原火力発電所とは、県・本市が環境保全協定を締結し、より一層厳しい協定値を定め規制を行っています。

(2) 緊急時対策

(ア) 緊急時の措置状況

法や条例で定められた排出基準を守っていても、たとえば光化学オキシダントにみられるように気象条件などによっては、一時的に高濃度の汚染を生ずることがあります。このため広島県では、大気汚染の緊急時対策として「広島県大気汚染緊急時措置要領」に基づいて、情報・注意報・警報を発令し、工場・事業場に対してばい煙排出量の削減を要請します。なお、本市では、広島県からオキシダント注意報・警報の発令があった時は、本市の通報系路を定め保育所、幼稚園、学校、福祉施設等に連絡することになっています。オキシダントに係る情報等の発令は、4月～10月までの期間が対象となっており、本市の発令エリアは昭和57（1982）年度から本市と旧安芸津町で竹原地区となり、オキシダントの測定は、平成3年度から竹原市役所、平成9（1997）年度から竹原高校へ移設し測定しております。

令和5（2023）年度中のオキシダント注意報・警報の発令はありませんでした。



竹原地区光化学オキシダント情報月別発令回数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	測定場所
H20		1	1		1			3	竹原高校
H21	1	1			2			4	〃
H22			1		2			3	〃
H23					1			1	〃
H24								0	〃
H25		1	1					2	〃
H26		1	1					2	〃
H27		1			2			3	〃
H28		3	1	1	4			9	〃
H29	1	2	1					4	〃
H30		5		1				6	〃
R1		5		1				6	〃
R2			3		5			8	〃
R3			2					2	〃
R4								0	〃
R5								0	〃

竹原地区光化学オキシダント注意報月別発令回数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	測定場所
H20					1			1	竹原高校
H21								0	〃
H22					1			1	〃
H23								0	〃
H24								0	〃
H25								0	〃
H26								0	〃
H27					1			1	〃
H28								0	〃
H29								0	〃
H30		1						1	〃
R1		1						1	〃
R2					1			1	〃
R3								0	〃
R4								0	〃
R5								0	〃

緊急時の発令基準及びばい煙量等の削減割合

区 分		情 報	注 意 報	警 報	
				第 1 警報	第 2 警報
硫 黄 酸 化 物	発令基準	1 測定点での 1 時 間 値 が 0.15ppm以上	① 1 測定点での 1 時 間 値 が 0.2ppm以上が 2時間継続 ② 1 測定点での 1 時間値の48 時間平均値が 0.15ppm 以 上 のおそれ	① 1 測定点での 1 時 間値が0.5ppm以上 ② 1 測定点での 1 時 間値の48時間平均 値が0.15ppm以上 ③ 1 測定点での 1 時 間値が0.2ppm以上 が 3 時間継続 ④ 1 測定点での 1 時 間値が0.3ppm以上 が 2 時間継続	① 1 測定点での 1 時 間値が0.5ppm以上 が 3 時間継続 ② 1 測定点での 1 時 間値が0.7ppm以上 が 2 時間継続
	ばい煙排出者に対 するばい煙量の削 減割合	20%以上	35%以上	50%以上	80%以上
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	発令基準	1 測定点での 1 時 間 値 が 0.10ppm以上	1 測定点での 1 時 間 値 が 0.12ppm以上	1 測定点での 1 時間値が0.4ppm以上	
	ばい煙排出者に対 する排出ガス量の 削減割合	20%以上	20%以上	40%以上	
	自動車の所有者使 用者に対する措置	運行の自主的 制限	運行の自主的制 限	道路交通法の規定による措置	
二 酸 化 窒 素	発令基準	—	1 測定点での 1 時間値が0.5ppm 以上	1 測定点での 1 時間値が1.0ppm以上	
	ばい煙排出者に対 する排出ガス量の 削減割合	—	20%以上	40%以上	
	自動車の所有者使 用者に対する措置	—	運行の自主的制 限	道路交通法の規定による措置	
浮 遊 粒 子 状 物 質	発令基準	—	1 測定点での 1 時間値が2.0mg/ m ³ 以上が 2 時間 継続	1 測定点での 1 時間値が3.0mg/m ³ 以上が 3 時間継続	
	ばい煙排出者に対 する排出ガス量の 削減割合	—	20%以上	40%以上	
	自動車の所有者使 用者に対する措置	—	運行の自主的制 限	道路交通法の規定による措置	
一 酸 化 炭 素	発令基準	—	1 測定点での 1 時 間 値 が 30ppm 以上	1 測定点での 1 時間値が50ppm以上	
	自動車の所有者使 用者に対する措置	—	運行の自主的制 限	道路交通法の規定による措置	

(イ) 緊急時における協力要請工場・事業場

緊急時対策等で広島県が実施する措置について、市内では2企業が次表のとおり協力することになっています。

緊急時協力工場	協力の内容			テレメータ 警報受令局
	オキシダント 緊急時 (ばい煙)	硫黄酸化物 緊急時	予報による 協力	
電源開発(株)竹原火力発電所	○	○	○	
三井金属鉱業(株)竹原製煉所	○	○	○	

4. 大気汚染に係る環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染物質のうち、次の物質について環境基準が定められている。

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学 オキシダント	一酸化炭素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法、又はオゾンを用いる化学発光法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法若しくはベータ線吸収法	自動測定器	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	非分散型赤外分析計を用いる方法

○ 経年変化（環境基準値との比較）

二酸化硫黄

測定局	区分	R3	R4	R5	環境基準値
竹原高校	年平均値（ppm）	0.001	0.001	0.001	－
	日平均値の2％除外値（ppm）	0.003	0.003	0.004	0.04以下
	1時間値の最高値（ppm）	0.043	0.024	0.117	0.1以下

二酸化窒素

測定局	区分	R3	R4	R5	環境基準値
竹原高校	年平均値（ppm）	0.006	0.006	0.005	－
	日平均値の年間98％値（ppm）	0.013	0.013	0.012	0.04～0.06以下

浮遊粒子状物質

測定局	区分	R3	R4	R5	環境基準値
竹原高校	年平均値（mg/m ³ ）	0.014	0.015	0.015	－
	日平均値の2％除外値（mg/m ³ ）	0.029	0.034	0.035	0.10以下
	1時間値の最高値（mg/m ³ ）	0.064	0.062	0.082	0.20以下

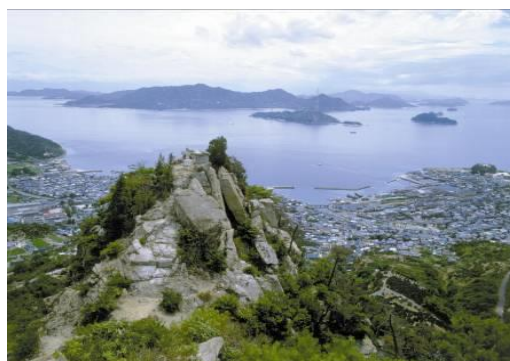
微小粒子状物質（PM_{2.5}）

測定局	区分	R3	R4	R5	環境基準
竹原高校	年平均値（μg/m ³ ）	7.7	8.3	8.6	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下
	日平均値の年間98％値（μg/m ³ ）	19.7	22.8	20.8	
	日平均値が35.0μgを越えた日数	0	1	0	

光化学オキシダント

測定局	区分	R3	R4	R5	環境基準値
竹原高校	年平均値（ppm）	0.034	0.033	0.033	－
	1時間値の最高値（ppm）	0.109	0.095	0.091	0.06以下

【黒滝山山頂】



第4 水 質 汚 濁

1. 水質汚濁の概要

水は、人の生活に欠くことのできない重要な資源のひとつです。私たちの毎日の飲み水、炊事、洗濯などの日常生活に直接必要であるばかりでなく、農業用のかんがい、工業製品の生産など水の利用は多方面にわたっています。また広い水域は水産資源などの生育の場であり、その川辺や海岸は人々の散策、水浴、その他のレクリエーションや憩いの場として親しまれるなど、古くから私たちをはぐくんできました。

しかし、この重要な水資源を利用する人々の活動によって河川や海を汚しています。その主な原因としては、工場からの排水（産業排水）、一般家庭の台所、洗濯機、風呂などからの排水（生活排水）、鶏や牛を飼育している畜舎からの排水（畜産排水）などがあり、これらの排水から重金属、シアンなどの有機物質や種々の有機・無機物質、油などが川や海に流れ込むことにより、人の健康や生活環境によくない影響が生じてくるような状態を水質汚濁といいます。

そこで、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例等により工場・事業場からの排水を規制しています。また、川や海の汚濁原因の約半分を占めるといわれる生活排水については、市広報紙などを使って市民のみなさんに協力を呼びかけています。

本市内では、広島県公共用水域の水質測定計画に基づき、賀茂川、田万里川、葛子川、燧灘北西部水域の水質調査を実施しています。なお、水質測定計画以外に本川、江戸堀（竹原町）、掛の浦地先（吉名町）、江の内川（忠海町）の水質調査も実施しています。

【的場海水浴場】



2. 公共用水域の現状

(1) 河 川

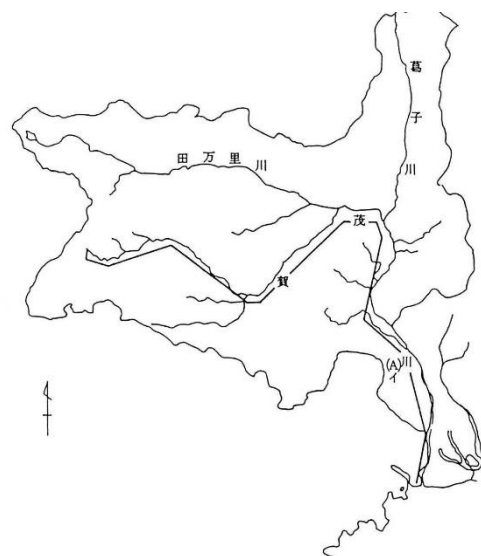
本市の北部、上仁賀に源を発し、瀬戸内海に注ぐ二級河川の賀茂川は、この地域が瀬戸内気候であり、年間の降雨量が1,200mm程度のため、河川の水量は少なく、夏の渇水期には水が流れない所もあります。

この川は、市街地からはずれており、河川沿いに汚濁源が少ないので、河川の汚れは比較的少なく、また利水は全域にわたって農業用水として

利用され、下流部において水道水として5カ所で取水が行われています。昭和50(1975)年6月13日に賀茂川全域が河川A類型に指定されています。

その他、本市には賀茂川に流入する川や市街地を縦断して流れる本川のほか数本の小さな河川がありますが、類型指定はされていません。

【賀茂川水域に係る水質環境基準類型指定図】

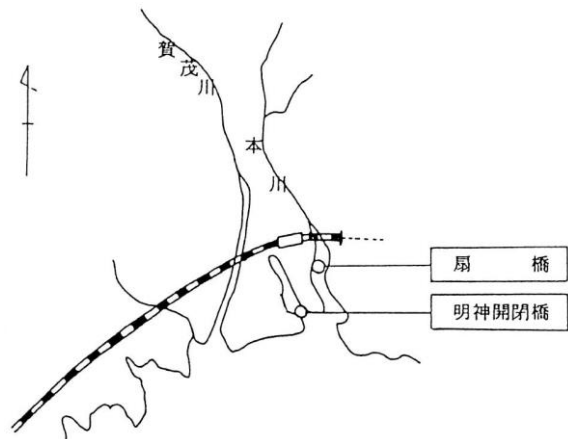


(2) 海 域

本市の前面海域は、燧灘北西部水域に位置し、閉鎖性水域といわれる瀬戸内海の中では比較的きれいで、良好な海水浴場にも恵まれた海域です。

この海域は、昭和49(1974)年5月31日に海域A類型に指定されています。

【賀茂川水域水質測定点配置図】



【燧灘北西部水域に係る水質環境基準類型指定図】



(1) 河 川

賀茂川水域については、県が2地点で毎月1回採水し、水質検査を実施しています。令和5（2023）年度のBOD値について環境基準の適合状況をみると、2地点ともに環境基準に適合しています。

また、本市においても、水質汚濁防止法に基づく公共用水域等の水質測定計画に従い賀茂川・田万里川・葛子川の3地点で2ヶ月に1回採水を行っており、その他の河川等でも定期的に水質調査を実施しております（測定結果は資料参照）。

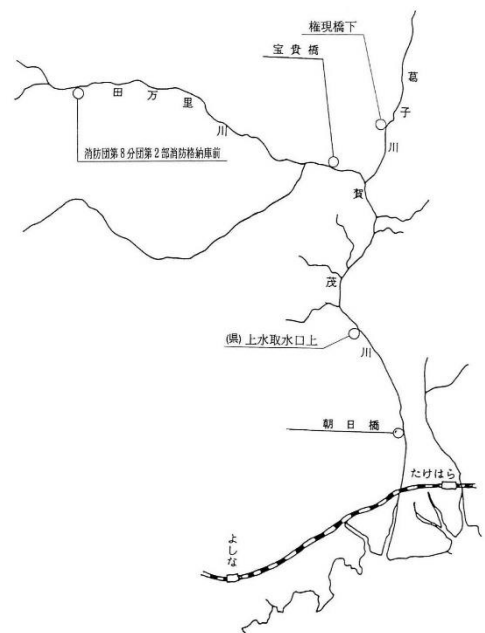
令和5年度賀茂川水系BOD環境基準適合状況

（環境基準 75%値 2mg/L以下）

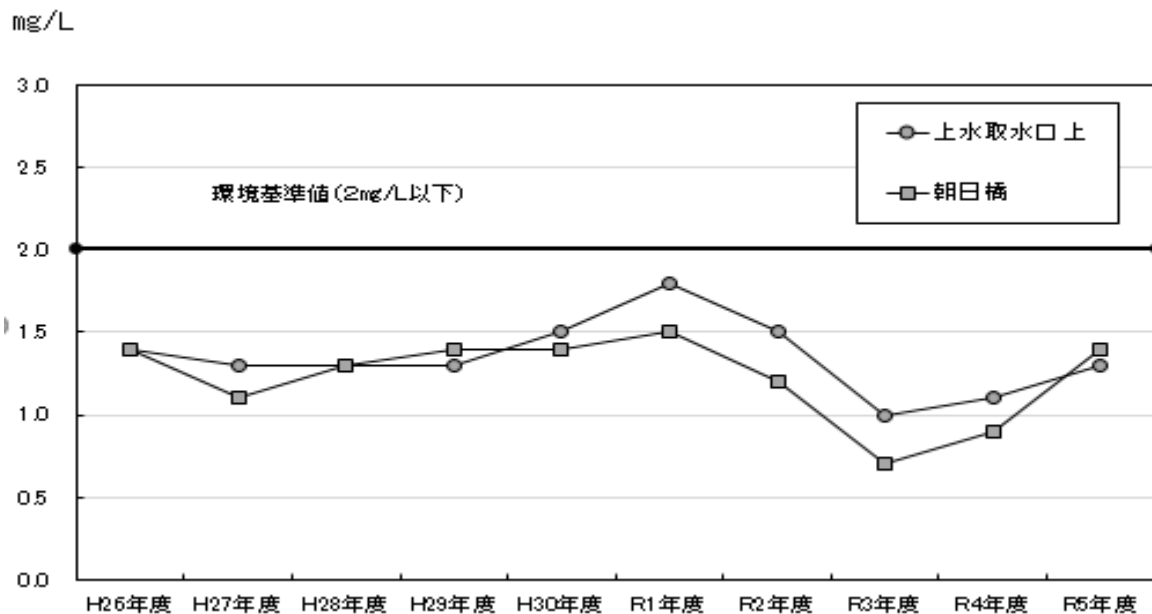
地 点 名	上水取水口上	朝 日 橋
適 合 状 況	適	適
不 適 合 率	0 %	0 %
75%値 (mg/L)	1.3	1.4
年平均値 (mg/L)	1.1	1.2

県環境保全課調べ

【賀茂川水域水質測定点配置図】



賀茂川水系BOD（75%値）の経年変化



(2) 海 域

燧灘北西部水域の本市前面海域について、県・本市が3地点にて定期的に、3層の採水を行い、水質調査を実施しています。

このうち、環境基準点である燧灘北西部8の令和5（2023）年度のCOD値は、環境基準に適合しています。

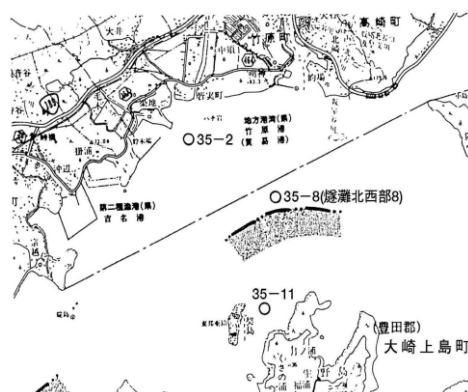
令和5年度燧灘北西部海域COD環境基準適合状況

（環境基準 2mg/L 以下）

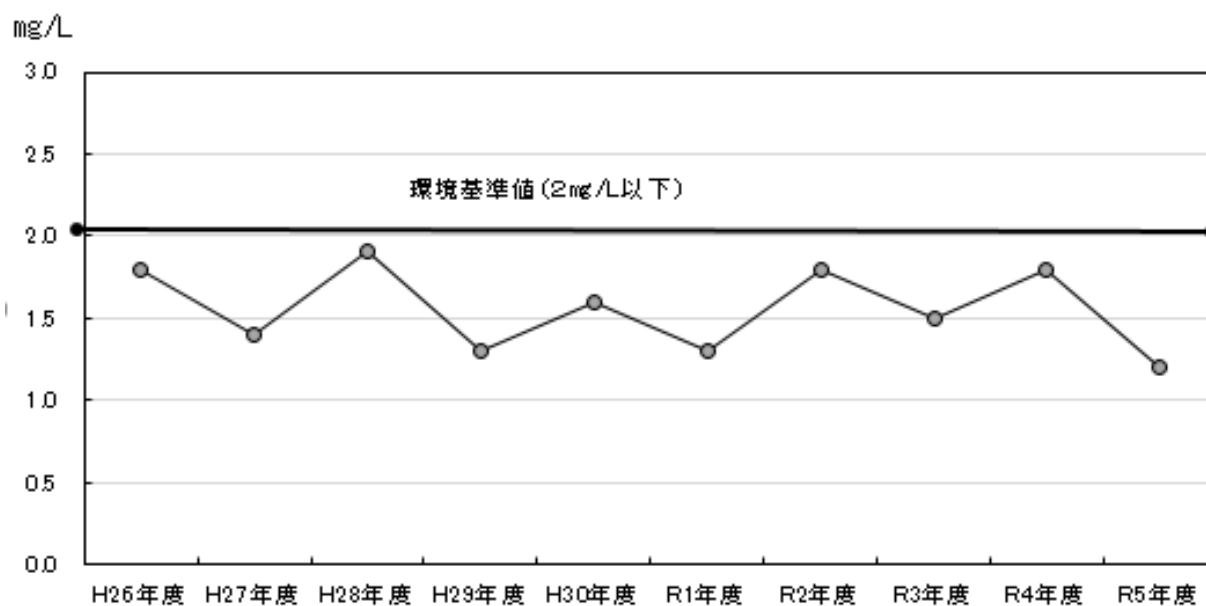
地 点 名	燧灘北西部8
適 合 状 況	適
不 適 合 率	0 %
75%値 (mg/L)	1.2
年平均値 (mg/L)	1.2

県環境保全課調べ

【海域水質測定点配置図】



燧灘北西部海域COD（75%値）の経年変化（燧灘北西部8）



(3) 海水浴場

本市は、県内でも比較的きれいな海に面しているので海水浴場にも恵まれて市民に親しまれ、また他市町からも多くの方が海水浴に来られます。

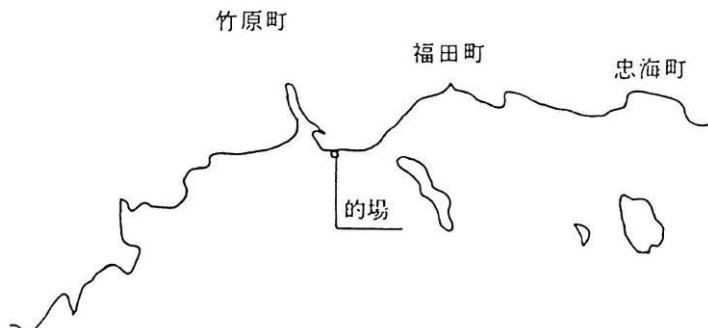
この海水浴場の水質を監視するため、水質調査を実施しています。

海水浴場調査結果（的場海岸）

項 目	令和5年度			
	開設前		開設中	
COD (mg/L)	1.7	1.7	2.9	1.7
ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	不検出	不検出	2	不検出
透明度 (m)	1以上	1以上	1以上	1以上
油 膜	無	無	無	無
判 定	A A	A A	B	A A

市生活環境係調べ

【海水浴場水質測定点】



海水浴場判定基準

区分	項目	COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	透明度 (m)	油膜の有無
適	水質AA	2以下	不検出（2未満）	1以上	油膜が認められない。
	水質A		100以下		
可	水質B	5以下	400以下	1未満	常時は油膜が認められない。
	水質C	8以下	1,000以下	0.5以上	
不適		8超	1,000を超えるもの	0.5未満	常時油膜が認められる。

4. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が別々に定められています。健康項目では、全ての公共用水域に基準値が定められており、生活環境項目では、利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値が定められ、都道府県知事が具体的な個々の水域の類型を決定しています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	カリウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒 素	総水銀	アルキル水銀	P C B
基準値	0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと

項 目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	シス-1、2-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン
基準値	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下	0.006mg/L以下	0.03mg/L以下

項 目	テトラクロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下

項 目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	フッ素	ホウ素	1、4-ジオキサン
基準値	10mg/L以下	0.8mg/L以下	1mg/L以下	0.05mg/L以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。



(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(ア) 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	・水道1級（ろ過など簡単な 浄水操作が必要） ・自然環境保全（自然探勝な どができる）	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	・水道2級（沈殿ろ過など通 常の浄水操作が必要） ・水産1級（ヤマメ・イワナ などが繁殖できる） ・水浴	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1、000MPN/ 100mL 以下
B	・水道3級（前処理等を伴う 高度の浄水操作が必要） ・水産2級（サケ・マス・アユ などが繁殖できる）	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5、000MPN/ 100mL 以下
C	・水産3級（コイ・フナなど が養殖できる） ・工業用水1級（沈殿等によ る通常の浄水操作が必要）	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	・工業用水2級（薬品使用な ど高度の浄水操作が必要） ・農業用水	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	・工業用水3級（特殊な浄水 操作が必要） ・環境保全（日常生活で不快 感を生じない）	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

(注) 1. 基準値は日平均値とする。

(イ) 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (p H)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	・水産1級（マダイ・ブリ・ ワカメなどが養殖できる） ・水浴 ・自然環境保全	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1、000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	・水産2級（ボラ・ノリなど が養殖できる） ・工業用水	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	・環境保全（日常生活で不快 感を生じない）	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

(注) 1. 基準値は日平均値とする。

2. 海域については、表の基準値のほか、全窒素や全磷に係る基準値が定められている。

○ 経年変化（環境基準値との比較）

- ・ 賀茂川の水質（賀茂川、田万里川、葛子川）

【BOD 75%値】

（単位：mg/ℓ）

測定地点	R 3	R 4	R 5	河川A型類型の環境基準値
上水取水口上（賀茂川）	1.0	1.1	1.3	2 mg/L 以下
朝日橋（賀茂川）	0.7	0.9	1.4	
宝貴橋（賀茂川）	1.0	0.6	0.9	
消防格納庫前（田万里川）	0.6	0.5	0.6	
権現橋下（葛子川）	0.7	0.5	0.9	

- ・ 海域の水質（燧灘北西部）

【COD 75%値】

（単位：mg/ℓ）

測定地点	R 3	R 4	R 5	海域A型類型の環境基準値
燧灘北西部 8	1.5	1.8	1.2	2 mg/L 以下

- ・ その他の水質（本川・江戸堀・江の内川・掛の浦地先）※ 環境基準値の適用はされません

【BOD 平均値】

（単位：mg/ℓ）

測定地点	R 3	R 4	R 5
本川（扇橋）	1.3	1.2	0.8
江戸堀（明神開閉橋）	1.3	0.9	0.7
江の内川河口	1.2	0.7	1.3

（単位：mg/ℓ）

【COD 平均値】

測定地点	R 3	R 4	R 5
掛の浦地先	2.1	2.3	2.2

□ BOD 75%値、COD 75%値とは？

公共用水域の水質は通常の状態のときに測定することになっていますが、通常の状態か否かの把握は難しく、BOD・CODの環境基準では測定された年間データのうち75%水質値が基準値を満たしていれば、環境基準に適合しているとされます。75%水質値とは、年間の測定データを小さいものから順に並べ0.75×n番目（nはデータ数、整数でない場合は切り上げ）の値のことです。

5. 浄化槽による生活排水対策

(1) 小型浄化槽設置補助制度

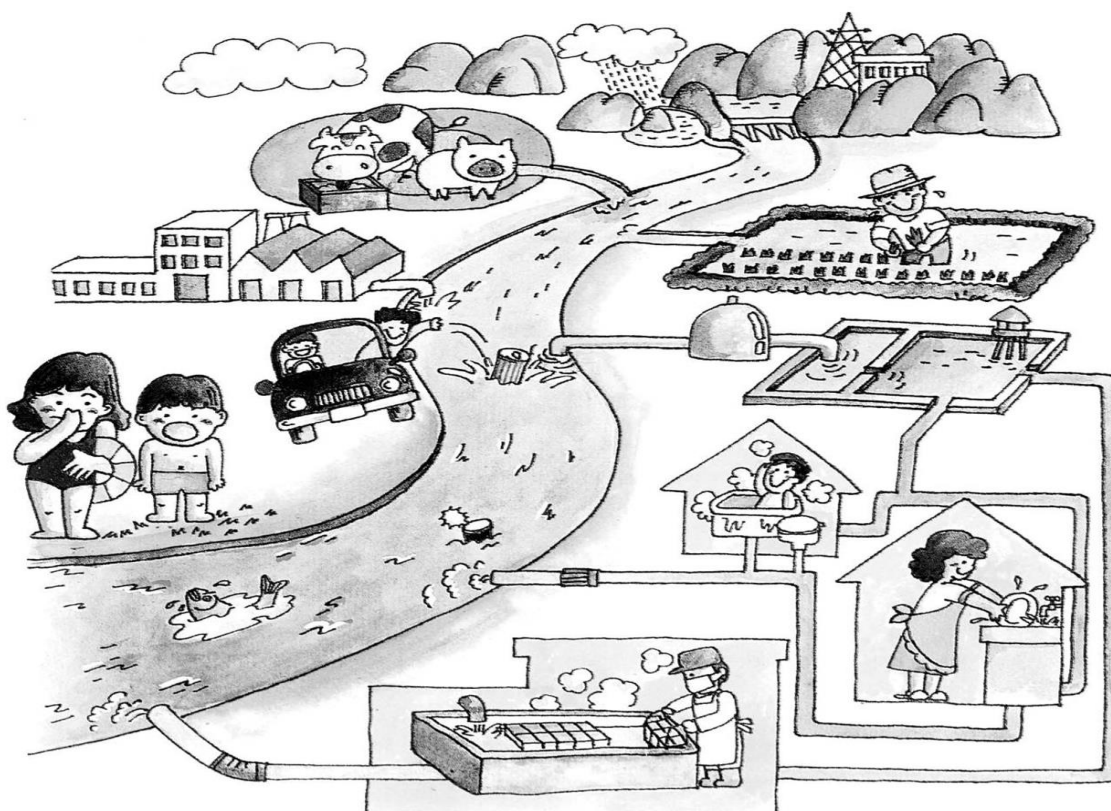
生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境を守り、公衆衛生の向上を目的として、小型浄化槽設置者へ補助制度を設けています。公共下水道認可区域等を除く市内全域を補助対象地域として、10人槽までの浄化槽設置に補助金を交付しています。

【小型浄化槽設置補助基数】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助基数	20	22	15	15	11

(2) 浄化槽の維持管理

浄化槽の管理者（設置者）には、保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています。本市では、広島県からの事務移譲により、浄化槽の維持管理についての指導を行っております。浄化槽を適正に維持管理することが、地域の水環境を守ることにつながります。



第5 土 壤

1. 土壌の概要

土壌は、水の浸透・貯留、水質の浄化、農林畜産物の生産、有機物の分解等の様々な機能を有し、市民の生活基盤として大きな役割を果たしています。

そうした土壌に、工場又は事業場から排出される排出ガスや排出水等に含まれた有害化学物質が、土壌に浸透・蓄積され、顕在化する場合があります。

そうして土壌に蓄積された汚染物質は、農地で生産される農作物、更にはそうした土壌を通じて地下水脈に浸透する地下水に悪影響を及ぼし、これらを飲食する人への健康に被害が生じるおそれがあります。

本市においても、有害化学物質による土壌汚染が顕在化する可能性があることから、常時監視を行う必要があります。

2. 土壌汚染の状況の監視

産業活動や日常生活において利用されている多種多様な化学物質は、私たちの便利な生活を支えています。化学物質の中には、環境中に蓄積され、人の生命、健康等に悪影響を及ぼすおそれのあるものも少なくありません。

環境中の有害化学物質のうち、ダイオキシン類は、人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法で、大気、水質及び水底の底質、土壌について環境基準が設定されており、環境汚染の未然防止を図るため、常時監視が義務付けられています。

3. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCD）の3種類物質群の総称であり、微量でも強い毒性を持つものがあります。ダイオキシン類は、主に物が燃焼するときに生成され、大気中の粒子等につき、植物の葉や土壌や川に落ちて環境を汚染していきます。なお、ダイオキシン類は分解されにくく、環境中に残留しやすい性質を持っています。

ダイオキシン類の調査については、広島県が竹原高校で行っています。本市も、毎年地点を変えながら、市内一円でっており、令和5（2023）年度は賀茂川で水質を、

忠海地区で土壌の調査を実施しました。

各々の結果は、次のとおりです。

① 大気調査結果

調査地点	調査結果 (年平均値)	環境基準 (年平均値)
竹原高校	0.0071pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

県環境保全課調べ

② 水質（河川水）調査結果

調査地点	調査結果	環境基準 (年平均値)
賀茂川	0.065pg-TEQ/l	1pg-TEQ/l以下

市生活環境係調べ

③ 土壌調査結果

調査地点	調査結果	環境基準 (年平均値)
忠海学園 グラウンド	0.37pg-TEQ/g	1000pg-TEQ/g 以下

市生活環境係調べ

【ダイオキシン類に係る環境基準】

項 目	大 気	水質及び水底の底質	土 壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水質：1 pg-TEQ/l以下 底質：150pg-TEQ/g 以下	1、000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。			

第6 騒音・振動

1. 騒音・振動の概要

騒音・振動公害は、私たちの日常生活と深い関わりがある公害で、その発生源は多種多様化しています。

現在の私たちの生活環境は、工場、建設作業、自動車などを始めとする工場、交通騒音等、またカラオケ、拡声機などの音響機器音、あるいは家庭からのピアノ、エアコンやペットの鳴き声などのいわゆる近隣騒音といろいろな音に囲まれて生活しています。

振動については、工場あるいは鉄道、自動車などの交通機関からの振動などがあります。

これらの公害を防止するため、騒音規制法、振動規制法及び県条例により規制、指導を行っていますが、騒音・振動公害は個人差によって左右されやすい要素を含んでいるので、日頃から隣人と相手の立場に立った人間関係を培うことが大切なことだと思われま

す。
騒音・振動の苦情といえば、工場や市街地で建設工事等に係る騒音、振動が大半を占めてきましたが、生活様式の変化に伴い、快適環境が求められている今日、生活環境に支障を及ぼす近隣騒音が問題となっています。特に近隣騒音は誰もが被害者になる反面、誰もが加害者になる可能性を持っています。私たちは一人ひとりが自覚をもって快適な生活環境を守ることを心がけ、努力していく必要があります。



2. 騒音・振動に関する規制

工場・事業場における事業活動、建設工事等により発生する騒音・振動は、騒音規制法・振動規制法・広島県生活環境の保全等に関する条例で規制されています。

(1) 騒音・振動の規制地域

騒音・振動の規制は、すべての地域において行うのではなく、生活環境を保全する観点から、住居が集合している地域、病院又は学校周辺その他住民の生活環境を保全する必要がある地域について行われています。

地域の指定は、市が都市計画法に定める用途地域の種別に従い、併せて地域の実情に応じて行っています。なお、条例に定める指定地域は、法に基づく指定地域と一致しています。

【騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区域区分】

騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る規制 区域の区分	振動に係る規制 区域の区分
地域の類型	類型 区分			
専ら住居の用に供 される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第 2 種区域	
主として住居の用 に供される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		
相当数の住居と併 せて商業・工業等 の用に供される地 域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 3 種区域	
		工業地域 工業専用地域	第 4 種区域	

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい環境基準（航空機騒音・鉄道騒音・建設作業騒音には適用しない）は、次のとおりです。

なお、環境基準値は「等価騒音レベル（変動騒音を、ある一定時間のエネルギー的な平均値として表した騒音レベル）」で評価されます。

【一般地域】

地域の類型	時 間 の 区 分		(注)
	昼 間	夜 間	
AA	50dB 以下	40dB 以下	昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日の午前6時
A及びB	55dB 以下	45dB 以下	
C	60dB 以下	50dB 以下	

【道路に面する地域】

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間 (括弧内は屋内へ透過する騒音に係る基準)	70dB 以下 (45dB 以下)	65dB 以下 (40dB 以下)

※ 幹線交通を担う道路 … 高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道
(市町村道にあつては4斜線以上の区間に限る) 等



○ 経年変化（環境基準値との比較）

【一般地域】

測定場所	環境基準 地域類型	等価騒音レベル(dB)			環境基準値 (dB)
		R3	R4	R5	
田万里町1241（旧田万里小学校）	C類型	56.1	55.0	54.9	60以下
下野町4216-3（大王会館）	A類型	43.6	45.0	41.3	55以下
中央5丁目1-35（竹原市役所）	C類型	55.3	54.6	55.0	60以下
中央2丁目8-5（本川公園）	C類型	45.8	42.4	43.8	60以下
忠海中町2丁目3-22（内堀公園）	B類型	50.8	48.6	43.8	55以下
忠海床浦3丁目11-1（第2児童遊園地）	A類型	44.5	38.4	42.4	55以下
福田町1343（大寿会館）	A類型	43.8	46.0	43.7	55以下
塩町2丁目3（中須公園）	B類型	46.4	44.3	54.2	60以下
吉名町4819（吉名第2公園）	A類型	44.5	42.0	46.0	55以下

【道路に面する地域】

道路名	測定場所	環境基準 地域類型	等価騒音レベル(dB)			環境基準値 (dB)
			R3	R4	R5	
国道2号	西野町 株シントニ（道路端）	C類型	72.7	72.8	70.5	70以下
	同上（後背地）	C類型	54.3	53.8	49.7	65以下
国道432号	竹原町 セブンイレブン竹原中央（道路端）	B類型	64.4	64.3	65.0	70以下
	同上（後背地）	B類型	54.1	52.8	54.2	65以下
国道185号	中央四丁目 竹原書院図書館（道路端）	C類型	66.9	60.5	61.9	70以下
	同上（後背地）	C類型	55.2	52.7	54.0	65以下
	福田町 竹原火力発電所西側（道路端）	C類型	67.9	66.9	64.2	70以下
	同上（後背地）	C類型	48.1	50.4	50.8	65以下

(3) 騒音の規制

昭和63（1988）年4月1日から都市計画法による用途地域の指定により、仁賀町・小梨町を除く市内全域の規制対象地域となっております。

市内の規制地域に法・条例により定められた特定施設（金属加工機械、コンプレッサー、木材加工機械等）を設置する時は、市に届け出るよう義務付けられるとともに規制基準が定められています。

さらに、建築物、道路などの建設工事に伴う、特定建設作業（くい打機、さく岩機等）から発生する騒音についても規制基準が定められるとともに、届出が義務付けられています。また、音響機器音・深夜騒音・拡声放送による騒音・風俗営業等による騒

音についても条例により規制されています。

【特定工場等（特定施設を設置する工場又は事業場）において発生する騒音の規制基準】

区域の区分	時間の区分	許 容 限 度	
		騒音規制法	広島県生活環境の保全等に関する条例
第1種区域	朝・夕	45 dB	45 dB
	昼 間	50 dB	50 dB
	夜 間	45 dB	45 dB
第2種区域	朝・夕	50 dB	50 dB
	昼 間	55 dB	55 dB
	夜 間	45 dB	45 dB
第3種区域	朝・夕	60 dB	65 dB
	昼 間	60 dB	65 dB
	夜 間	50 dB	55 dB
第4種区域	朝・夕	70 dB	70 dB
	昼 間	70 dB	70 dB
	夜 間	60 dB	65 dB

(注) 朝 : 午前6時～午前8時
 昼間: 午前8時～午後6時
 夕 : 午後6時～午後10時
 夜 : 午後10時～翌日の午前6時

(4) 振動の規制

仁賀町・小梨町を除く市内全域が第1種区域、第2種区域の地域指定を受け、規制対象地域となっています。

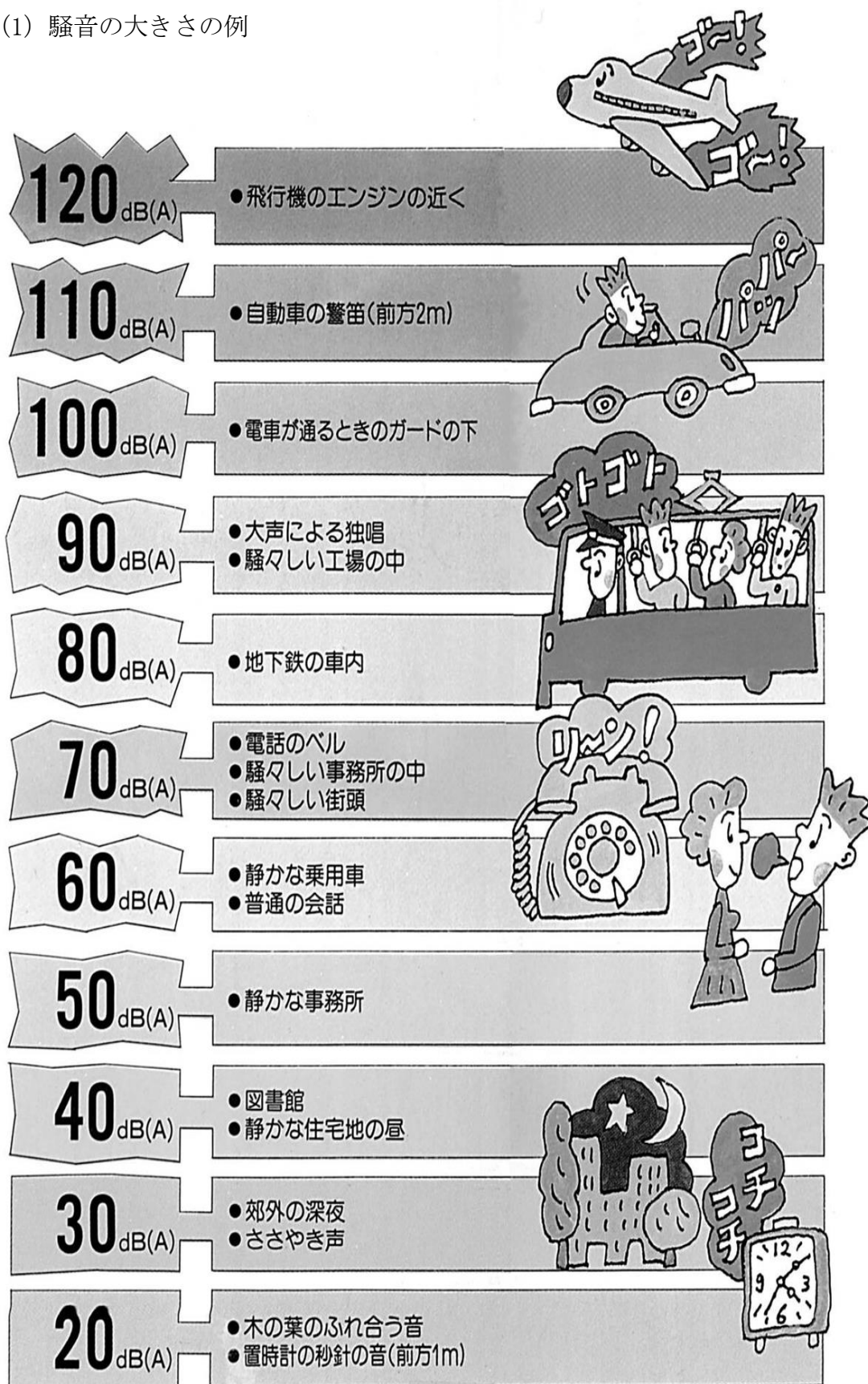
騒音と同様、特定施設（大きな振動を発生する施設）を設置する時、また特定建設作業には規制基準が定められるとともに、届出が義務付けられています。

【特定工場等（特定施設を設置する工場又は事業場）において発生する振動の規制基準】

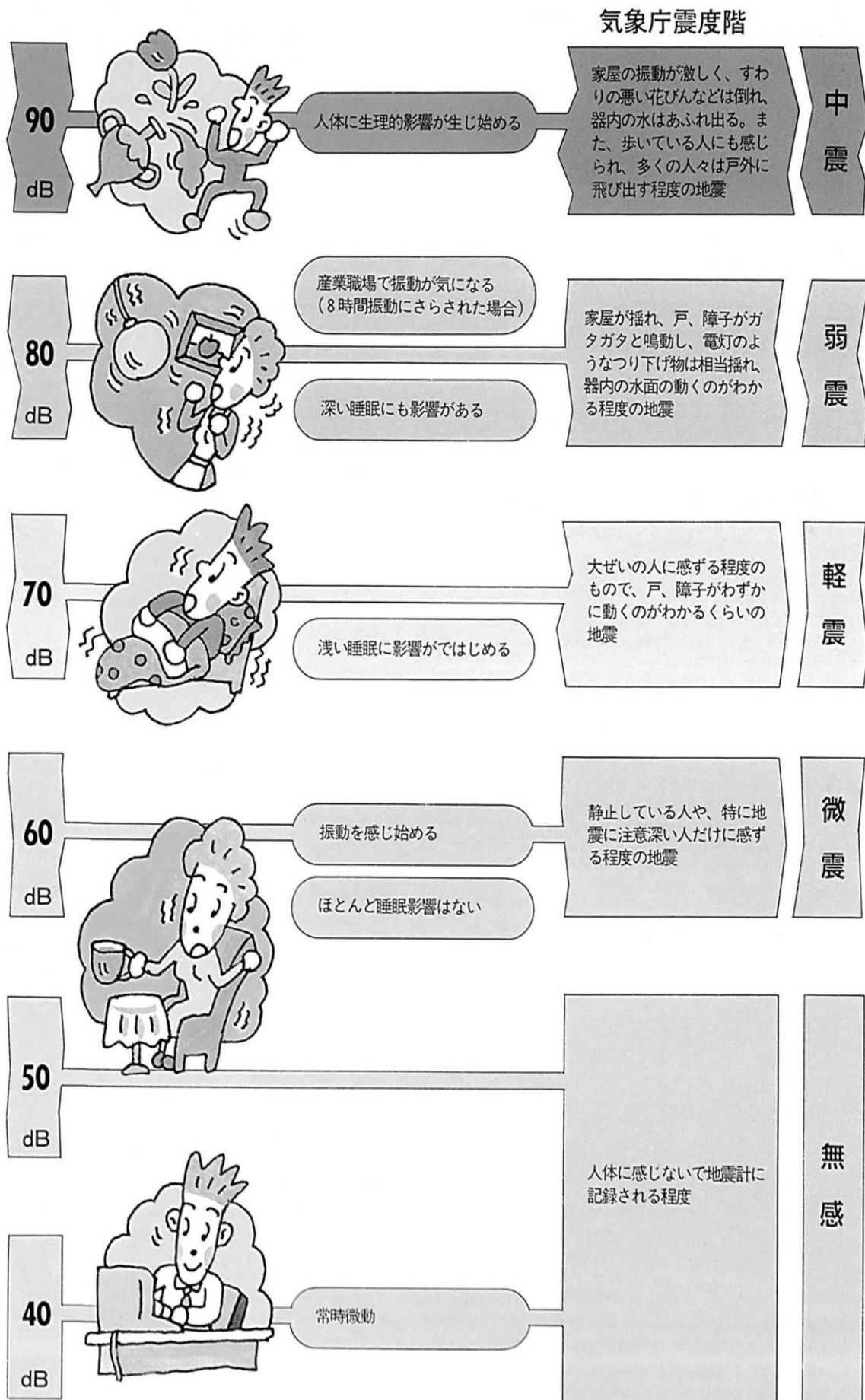
区域の区分	昼間（午前7時から午後7時）	夜間（午後7時から午前7時）
第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	65 dB	60 dB

3. 騒音・振動の大きさの例

(1) 騒音の大きさの例



(2) 振動の大きさの例



第7 悪 臭

1. 悪臭の概要

私たちのまわりには、いろいろな「におい」があり、その中で生活しています。

「におい」は、それぞれの感覚の違いや、好き嫌いによって、いい匂いと嫌な臭いとに分かれますが、誰からも嫌われる悪臭もあります。また、いい匂いといっても、個人の好き嫌いによってずいぶん差が出てきます。

「におい」に対して敏感な人もいれば鈍感な人もいて嗅覚には個人差があり、においに敏感な人でも必ずしもすべてのにおいに鋭敏ではなく、また同じにおいには順応しやすいなど、騒音と同様に個人差によって左右されやすい要素を含んでいるので、他の公害とは異なる要素があることを考慮しなければなりません。

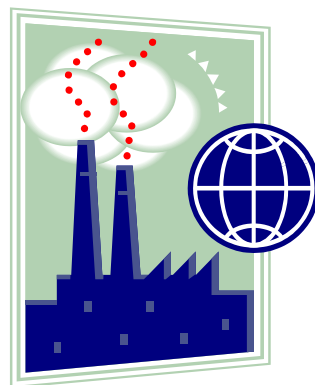
2. 悪臭に関する規制

悪臭に関する規制では、悪臭防止法により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制があります。規制基準には、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の原因となる物質の排出について、特定悪臭物質（不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で定めるもの）の種類ごとの濃度基準と、臭気指数（人の嗅覚を用いた測定法により求められる“気体又は水に係る悪臭の程度、を示す値”）に係る基準があります。なお、本市内は規制地域がないため、適用されていません。また、悪臭防止法では、悪臭を生じる物の焼却の禁止や水路等における悪臭の防止が遵守事項となっております。

次に、広島県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭に係る特定施設が指定されており、その施設を設置する時は、市長に届け出るように義務付けられています。悪臭関係特定施設を設置する事業者は、臭気が悪臭関係特定施設を設置する工場・事業場の周辺の多数の住民に対し、著しい不快感を与えないようにしなければなりません。

【悪臭関係特定施設（県条例）】

番号	施設の名称	規模又は能力
1	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ) 原料置場 (ロ) 蒸解施設 (ハ) 乾燥施設	
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ) 飼養施設 (ロ) 収容施設 (ハ) 飼料調理施設 (ニ) 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後 6 カ月以上の豚100頭（特別地域内においては50頭）以上、養鶏業にあつては生後30日以上の鶏5,000羽（特別地域内においては、500羽）以上を飼養し又は収容できるものであること。
※「特別地域」とは、竹原市内で吉名町、下野町、東野町、新庄町、西野町、田万里町、仁賀町、高崎町、福田町、小梨町を除く区域をいう。		

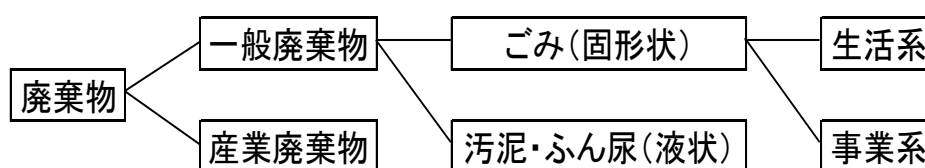


第8 ごみ

1. 廃棄物の定義

廃棄物は、人間の活動に伴って発生する固形状又は液状のもので、ごみ・汚泥・ふん尿・動物の死体等の汚物や、使用済みとなったが他人に有償で売却できないために不要となった不要物と定義されており、発生形態や性状の違いから、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。法に定義された産業廃棄物に該当しないものは、すべて一般廃棄物となります。

【廃棄物の基本区分】



2. ごみの収集状況

本市では一般家庭から排出されるごみは、市内一般廃棄物処理業許可業者へ分別収集を委託しています。収集場所は、自治会が管理するごみステーションです。ごみステーションの整備に関して、ごみボックス、ごみネット、ごみステーション看板の支給の外、ごみボックスの整備に伴う原材料費の支給を行っています。

分 別		収集回数
もやせる物（台所ごみ、紙くず、布くず、木くず、プラスチック類、ゴム・皮革類、発泡スチロール、白色トレイ）		毎週2回
リサイクルする物	ビン類・カン類・金属類・陶磁器・ガラス製品・小型の家電類	毎月1回
	ペットボトル	
資源物（新聞・ちらし、雑誌・雑紙、書籍、飲料用パック、ダンボール、焼却灰）		毎月1回
有害ごみ（乾電池、ボタン型電池、蛍光灯、小型充電式電池、体温計、温度計・鏡・ライター類）		年4回
粗大ごみ（50cm以上の家電リサイクル製品を除く家電製品、家具類、寝具類、乗物類等）※無料		年4回

3. ごみ処理施設

本市の一般廃棄物を処理するごみ処理施設・埋立処分施設・し尿処理施設は、広島中央環境衛生組合が管理しています。

竹原市のごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

区分	施設の名称	処理能力	所在地	処理対象区域
ごみ処理	広島中央エコパーク 高効率ごみ発電施設	日当たり 285 t (95t×3 炉)	東広島市西条町上三永 10759 番地 2	竹原市及び東広島市、大崎上島町全域
し尿処理	広島中央エコパーク 汚泥再生処理センター	日当たり 300 kℓ (し尿 53 kℓ、浄化槽汚泥 247 kℓ)		竹原市及び東広島市全域

過去 5 年間のごみ処理量は、下表のとおりになります。

【ごみ処理量の推移】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
収集運搬量 (t)	7,204	6,935	7,179	6,683	6,276
直接搬入量 (t)	1,535	1,673	2,137	1,482	1,389
合計 (t)	8,739	8,608	9,316	8,165	7,665

市生活環境係調べ

4. ごみの減量施策

(1) 生ごみ処理容器購入補助金

一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し廃棄物の減量を推進するため、電動生ごみ処理容器の購入者に対して、購入金額の 2 分の 1 (限度額 2 万円) の補助を行っています。

(2) 資源ごみ回収事業報奨金交付制度

地域の資源ごみ回収事業実施団体 (自治会・女性会・老人クラブ・子ども会・PTA 等) 及び資源ごみ回収業者が実施する資源ごみ回収活動に対して、実績に応じた報奨金を交付しています。

対象品目	報奨金の額
紙類、布類、金属類、ビン類	団体 1 キログラム当たり 4 円

(3) マイバッグ運動

県内の主要スーパーマーケットやドラッグストアなどでは、レジ袋の無料配布を中止する取り組みが行われています。本市でも、廃棄物の削減や資源の節約など、環境にやさしい暮らし方を進めるために、買い物の際にマイバッグの持参を推進しており、レジ袋削減の取り組みに参加する市内事業者を募集しています。レジ袋は、原料や製造時のエネルギー源として石油を消費し、廃棄時には焼却処分され地球温暖化の原因とされる二酸化炭素が発生することから、レジ袋を削減することは資源の節約や地球温暖化防止にもつながります。

5. 不法投棄対策

不法投棄ごみについては、住民からの情報提供・監視パトロール等により、土地の管理者・地域住民・関係機関と連携して、不法投棄ごみの回収・処理するとともに、不法投棄者への指導を行っています。また、不法投棄監視カメラの設置及び不法投棄防止看板の作成等を行い、不法投棄防止にも努めています。

6. 野焼きの禁止

本市へよせられる苦情のひとつに、野焼きに関する苦情があります。ごみの焼却は、一部例外を除き法律により禁止されています。農業や風俗慣習上の行事などで止むを得ない焼却を行なう場合においても、時間帯や風向きなど、周辺地域の生活環境への影響に配慮して行なわなければなりません。



第9 地球温暖化

1. 地球温暖化の概要

地球温暖化は、その影響が単に気温の上昇にとどまらず、気象災害（集中豪雨の増加、台風の勢力増大、海面上昇による高潮被害等）、水不足、食料不足、人の健康被害、自然生態系など多くの分野に関わることから、深刻な環境問題とされています。

国際的な動きとしては、平成27（2015）年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるための新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

これを受けて我が国では、令和2（2020）年10月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、令和32（2050）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、令和12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。同年10月には地球温暖化対策計画が改定され、この削減目標と裏付けとなる対策・施策が示されました。

また、政府が、その事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減等のために実行すべき措置について定める政府実行計画においては、削減目標を令和12（2030）年までに50%削減（平成25（2013）年度比）として改定されました。

地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

温暖化の主な原因は、人為的な温室効果ガスの排出量増加が大きな要因であることは確実とされており、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。かつ、地球温暖化を防止する点で、温室効果ガスの排出量削減は、人間がコントロールできる唯一の方法と言っても過言ではありません。このため、国レベルではもちろんのこと、地域レベルにおいても事業者、市民、滞在者及び行政が一体となって、温室効果ガスの削減対策を講じることが不可欠となっています。

2. 竹原市地球温暖化対策地域協議会

家庭やオフィスからの温室効果ガス排出量の削減が緊急の課題となっている中、日常生活において住民自らが効果的な取り組みを進めていくために、市民・事業者、行政等が連携して地球温暖化対策に取り組む組織として、平成22年度に竹原市地球温暖化対策地域協議会「エコネットたけはら」が設立されました。

「エコネットたけはら」は、「人と自然にやさしいまちづくり」という行動理念を掲げ、市民・事業者・行政が協力し、温室効果ガスの排出を抑制する活動を実践するなど、地域の特性に即した地球温暖化防止対策の推進に努めることとしています。

第10 公害苦情事案

1. 公害苦情事案の概要

令和5（2023）年度に公害苦情事案として処理した件数は17件でした。

苦情処理については、防止施設の設置、施設の改善・管理を適切にするなどの指導をしています。

2. 公害の発生源・公害の種類別苦情件数

令和5（2023）年度の発生源別・種類別の公害苦情件数は、次のとおりです。

（対象年度：令和5年度）

発生源 公害の種類	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	業・熱供給・水道 電気・ガス	運輸・通信業	卸売・小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	公務	一般家庭	事務所	道路	空地	公園	神社・寺院等	その他	不明	合計
大気汚染																			4		4
水質汚濁	1				1															3	5
騒音																					
振動																					
悪臭													1								1
小計	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	3	10
不法投棄													3							3	6
その他													1								1
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	3	7
合計	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	4	6	17

公害苦情調査DBより

3. 年度別公害苦情件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	43	45	48	23	24	21	27	24	20	17

資 料

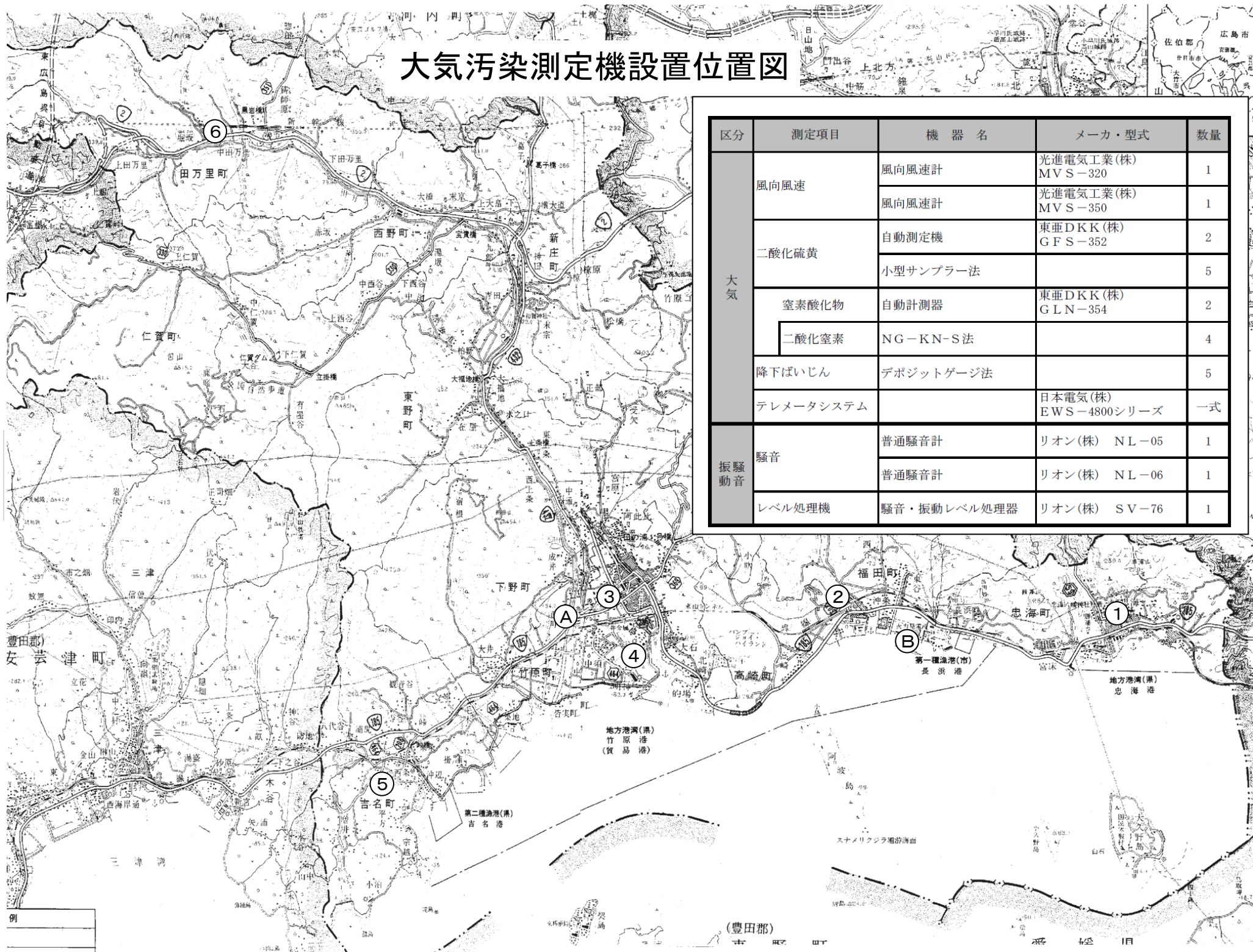
1. 大気関係

(1) 大気汚染測定機設置表・位置図

測 定 点	測定地名	テレメータシステム	測 定 項 目																施 設 設 置 機 関	
			降 下 ば い じ ん	二 酸 化 硫 黄 (小型サンプラー法)	(紫外線蛍光法) 二 酸 化 硫 黄	微 小 粒 子 状 物 質	浮 遊 粒 子 状 物 質 (ベーター線吸収法)	窒 酸 化 物 素		二 酸 化 窒 素 (NG KN S法)	オ キ シ ダ ン ト (紫外線吸収法)	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度	湿 度	日 射 量	総 排 出 ガ ス 量	硫 黄 酸 化 物 量		窒 素 酸 化 物 量
								吸 光 光 度 法	化 学 発 光 法											
1	市 忠 海 支 所		○	○						○										市
2	大 乗 連 絡 所		○	○																市
3	竹 原 市 役 所		○	○						○										市
4	港 湾 管 理 事 務 所		○	○																市
5	旧 吉 名 隣 保 館		○	○						○										市
6	旧 田 万 里 小 学 校									○										市
A	竹 原 高 校	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○					県
B	竹 原 火 力 発 電 所	○														○	○	○		事業者 県・市

(注) 測定方法は、令和5年度のものである。

大気汚染測定機設置位置図



区分	測定項目	機器名	メーカー・型式	数量
大気	風向・風速	風向・風速計	光進電気工業(株) MVS-320	1
		風向・風速計	光進電気工業(株) MVS-350	1
	二酸化硫黄	自動測定機	東亜DKK(株) GFS-352	2
		小型サンプラー法		5
	窒素酸化物	自動計測器	東亜DKK(株) GLN-354	2
	二酸化窒素	NG-KN-S法		4
	降下ばいじん	デポジットゲージ法		5
	テレメータシステム		日本電気(株) EWS-4800シリーズ	一式
振騒動音	騒音	普通騒音計	リオン(株) NL-05	1
		普通騒音計	リオン(株) NL-06	1
	レベル処理機	騒音・振動レベル処理器	リオン(株) SV-76	1

(2) 気温・降水量・日照時間

(ア) 気温平均値 (℃)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値
令和元年度	12.8	17.9	21.0	24.0	26.6	24.9	19.7	13.0	8.7	7.9	7.3	10.0	16.2
令和2年度	11.9	17.7	21.5	23.3	27.2	24.0	17.9	13.6	7.7	5.5	7.8	10.6	15.7
令和3年度	13.6	17.3	21.2	24.9	25.7	23.8	19.0	13.3	8.2	5.2	4.5	9.9	15.6
令和4年度	13.9	17.3	21.4	25.3	27.0	25.0	18.0	14.4	6.8	5.8	6.1	10.8	16.0
令和5年度	13.8	17.8	21.3	25.3	28.1	26.4	18.8	14.3	8.8	7.1	7.7	9.0	16.5
平 均	13.2	17.6	21.3	24.6	26.9	24.8	18.7	13.7	8.0	6.3	6.7	10.1	16.0

広島地方気象台調べ（竹原地域気象観測所、年平均値は市生活環境係による。）

(イ) 降水量 (mm)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
令和元年度	66.0	27.5	121.0	172.0	165.0	44.5	57.0	13.5	61.5	72.5	46.0	89.0	935.5
令和2年度	138.5	101.5	209.0	438.5	0.5	141.0	84.5	50.5	37.0	57.5	39.0	76.5	1,374.0
令和3年度	128.5	201.0	110.5	302.5	445.0	195.0	19.0	87.0	18.0	17.0	22.5	87.0	1,633.0
令和4年度	101.0	39.5	93.0	189.5	86.0	134.0	18.0	50.5	13.5	26.0	35.5	68.0	854.5
令和5年度	212.0	165.0	171.0	152.0	49.5	22.5	11.0	20.0	36.5	29.0	127.0	134.5	1,130.0
平 均	129.2	106.9	140.9	250.9	149.2	107.4	37.9	44.3	33.3	40.4	54.0	91.0	1,185.4

広島地方気象台調べ（竹原地域気象観測所、平均・合計は市生活環境係による）

(ウ) 日照時間 (h)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
令和元年度	206.5	265.4	197.0	150.0	196.5	204.5	160.5	187.0	133.6	128.2	164.7	183.2	2,177.1
令和2年度	235.3	219.4	177.1	100.6	295.3	160.3	199.6	185.0	176.4	172.6	195.0	191.8	2,308.4
令和3年度	222.7	159.8	174.3	203.7	163.2	132	238.2	194.8	174.6	178.6	190.1	183.8	2,215.8
令和4年度	222.8	236.7	211.4	182.8	231.4	133.7	208.6	193.9	160.1	171.5	143.6	214.7	2,311.2
令和5年度	198.9	209.3	138.7	216.5	224.2	164.6	219.5	186.8	165.3	159.3	126.2	188.6	2,197.9
平 均	217.2	218.1	179.7	170.7	222.1	159.0	205.3	189.5	162.0	162.0	163.9	192.4	2,242.1

広島地方気象台調べ（竹原地域気象観測所，平均・合計は市生活環境係による）

(3) 風向・風速

項 目	令和5年									令和6年			年平均値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平均風速 (m/s)	2.5	2.0	1.9	1.9	2.1	2.7	3.3	4.0	3.9	3.5	2.6	3.2	2.8
最大風速 (m/s)	10.8	7.5	11.3	9.4	8.5	10.7	9.5	13.8	14.9	12.0	10.3	15.0	11.1
最大風速時の風向	西北西	西南西	西南西	西	東	西南西	西	西	西南西	西南西	北北西	西	

広島地方気象台調べ（竹原地域気象観測所）

(4) 令和5年度 二酸化硫黄（1時間値の年平均値、日平均値の2%除外値）の経年変化（紫外線蛍光法）

(単位 ppm)

年度 測定局	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
竹 原 高 校	年平均値	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	2%除外値	0.004	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004

県環境保全課調べ

(5) 令和5年度 二酸化硫黄濃度測定結果（紫外線蛍光法）

測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.04ppm を超えた日数	環 境 基 準 適 否	1時間値の 年平均値
		(日)	(時間)	(時 間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)		(ppm)
竹 原 高 校	住	352	8,412	1	0.0	0	0.0	0.117	0.004	0	適	0.001

県環境保全課・市生活環境係調べ

- (注) 1. 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。
2. 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。
3. 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。
4. 「有効測定日数」とは、1時間値が1日20時間以上測定された日数。

(6) 令和5年度 二酸化硫黄・経月変化（イオンクロマト法小型サンプラー）

（単位 ppb）

番号	測定点	用途地域	令和5年									令和6年			平均
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	竹原市役所	商業	－	3.0	3.5	3.9	3.2	3.7	3.0	3.5	2.7	4.2	3.1	3.5	3.4
2	市忠海支所	住居	3.6	3.4	5.1	4.2	3.5	3.6	2.9	3.3	3.1	4.3	3.1	3.9	3.7
3	旧吉名隣保館	未指定	3.5	3.1	4.9	3.9	3.9	3.4	3.1	3.7	2.7	4.0	3.0	3.4	3.6
4	港湾管理事務所	準工	3.7	3.0	4.4	3.8	3.0	3.8	3.5	3.3	3.0	4.2	3.1	3.5	3.5
5	旧大乘連絡所	住居	4.3	3.0	4.3	4.2	3.2	3.8	3.4	3.8	2.6	5.1	3.2	3.8	3.7
平均			3.8	3.1	4.4	4.0	3.4	3.7	3.2	3.5	2.8	4.4	3.1	3.6	3.6

市生活環境係調べ

(7) 令和5年度 浮遊粒子状物質（年平均値、日平均値の2%除外値）の経年変化（ベータ線吸収法）

（単位 mg/m³）

年度 測定局	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
竹原高校	年平均値	0.020	0.021	0.019	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014	0.015	0.015
	2%除外値	0.045	0.047	0.043	0.043	0.041	0.037	0.041	0.029	0.034	0.035

県環境保全課調べ

(8) 令和5年度 浮遊粒子状物質濃度測定結果（ベータ線吸収法）

測 定 局	用 途 地 域	日 効 測 定 数	測 定 時 間	1時間値が 0.20 mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 除 外 率 %	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.10 mg/ m ³ を超えた日数	環 境 基 準 適 否	1時間値の 年平均値
		(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)		(mg/m ³)
竹 原 高 校	住	361	8,670	0	0.0	0	0.0	0.082	0.035	0	適	0.015

県環境保全課調べ

- (注) 1. 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10 mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。
2. 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.10 mg/m³を超えた日数」が0の場合を適としている。

(9) 令和5年度 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果

測 定 局	有 効 測 定 数	平 均 値	日平均値 の年間 98%値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	日平均値が 35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 の有効測定 日数に対す る割合
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	
竹 原 高 校	362	8.6	20.8	0	0.0%

県環境保全課調べ

(10) 令和5年度 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化 (日平均値の年平均値)

(単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度 測定局	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
竹 原 高 校	15.1	13.6	12.0	11.8	10.7	9.5	9.9	7.7	8.3	8.6

県環境保全課調べ

(11) 令和5年度 降下ばいじん・経月変化 (デポジットゲージ)

降下ばいじん量 (単位 t /km²/月)

番号	測定点	用途 地域	令和 5 年										令和 6 年			平均
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月		
1	竹 原 市 役 所	商 業	3.3	2.2	2.8	1.5	1.5	0.8	1.1	1.1	0.7	1.4	1.7	2.5	1.7	
2	市 忠 海 支 所	住 居	3.4	2.1	2.1	1.4	1.3	1.5	1.0	1.1	0.9	1.3	1.7	2.0	1.7	
3	旧 吉 名 隣 保 館	未指定	3.1	2.6	2.9	2.0	1.4	1.6	0.7	0.7	0.7	0.8	1.4	2.1	1.7	
4	港 湾 管 理 事 務 所	準 工	4.7	2.8	4.3	2.2	1.8	2.6	2.3	2.5	2.5	3.2	3.0	3.8	3.0	
5	旧 大 乗 連 絡 所	住 居	2.2	2.4	2.7	0.7	0.5	0.7	0.9	1.1	0.9	0.9	1.4	2.0	1.4	
平 均			3.4	2.5	3.0	1.6	1.3	1.6	1.2	1.4	1.3	1.6	1.9	2.5	1.9	

市生活環境係調べ

(12) 令和5年度 降下ばいじん・成分分析結果 (年平均値)

降下ばいじん量 (単位 t /km²/月)

番号	測定点	用途地域	貯水量(L)	総量	不溶解性成分					溶解性成分					
					総量	タール分	タール分以外の可燃性成分	灰分	鉄	総量	pH	カルシウムイオン	鉄イオン	塩素イオン	硫酸イオン
1	竹原市役所	商業	5.90	1.7	0.8	0.03	0.25	0.52	0.097	0.9	4.2	0.06	0.006	0.42	0.17
2	市忠海支所	住居	6.26	1.7	0.76	0.03	0.24	0.49	0.110	0.9	3.8	0.05	0.01	0.42	0.2
3	旧吉名隣保館	未指定	8.09	1.7	0.86	0.05	0.50	0.31	0.027	0.8	3.8	0.03	0.007	0.44	0.17
4	港湾管理事務所	準工	4.10	3.0	1.45	0.03	0.50	0.93	0.085	1.5	4.5	0.08	0.005	0.44	0.29
5	旧大乘連絡所	住居	5.90	1.4	0.71	0.02	0.49	0.19	0.019	0.7	5	0.03	0.001	0.17	0.15
平均			6.09	2.0	0.95	0.03	0.43	0.48	0.060	1.0	4.3	0.05	0.006	0.37	0.20

市生活環境係調べ

(13) 令和5年度 二酸化窒素（年平均値、日平均値の年間98%値）の経年変化（吸光光度法、化学発光法）

(単位 ppm)

年度 測定局	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
竹 原 高 校	年平均値	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.005
	年間98%値	0.020	0.019	0.018	0.019	0.017	0.0020	0.016	0.013	0.013	0.012

県環境保全課・市生活環境係調べ

(14) 令和5年度 二酸化窒素濃度測定結果（吸光光度法、化学発光法）

測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 数	測 定 時 間	1 時 間 の 最 高 値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日 平 均 値 の 98 % 値	98%値評価に よる日平均値が 0.06ppmを超えた 日数	環 境 基 準 適 否	1 時間値の 年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)		(ppm)
竹 原 高 校	住	320	7,705	0.031	0	0.0	0	0.0	0.012	0	適	0.005

県環境保全課・市生活環境係調べ

- (注) 1. 「日平均値の98%値」とは、年間にわたる日平均値につき、低い方から98%に相当するものである。
2. 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。
3. 「環境基準適否」は、「98%値評価による日平均値が、0.06ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

(15) 令和5年度 二酸化窒素・経月変化 (NG-KN-S法)

(単位 ppb)

番号	測定点	用途地域	令和5年									令和5年			平均
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	竹原市役所	商業	8.0	5.2	5.7	5.5	4.6	4.1	5.1	7.4	7.0	8.6	6.2	5.8	6.1
2	市忠海支所	住居	8.1	5.4	6.7	6.4	5.6	3.9	3.5	5.3	3.7	5.9	5.5	4.5	5.4
3	旧吉名隣保館	未指定	4.6	3.4	3.7	3.0	3.4	2.3	2.4	3.7	1.5	4.5	3.2	3.4	3.3
4	旧田万里小学校	未指定	9.3	6.5	6.4	5.4	5.1	6.0	8.2	11.6	10.3	12.3	8.2	8.8	8.2
平均			7.5	5.1	5.6	5.1	4.7	4.1	4.8	7.0	5.6	7.8	5.8	5.6	5.7

市生活環境係調べ

(16) 令和5年度 光化学オキシダント (昼間の1時間値の年平均値、昼間の1時間値の最高値) の経年変化 (紫外線吸収法)

(単位 ppm)

年度 測定局	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
竹原高校	昼間の1時間値 の年平均値	0.033	0.035	0.036	0.039	0.034	0.034	0.033	0.034	0.033	0.033
	昼間の1時間値 の最高値	0.101	0.121	0.118	0.111	0.102	0.12	0.094	0.109	0.095	0.091

県環境保全課調べ

2. 水質関係

(1) 令和5年度 河川水質測定結果

① 田万里川（消防格納庫前）、葛子川（権現橋下）、賀茂川（宝貴橋）

測定項目	単位	定量下 限值	田万里川（消防格納庫前）							葛子川（権現橋下）							賀茂川（宝貴橋）						
			4月	6月	8月	10月	12月	2月	年平均	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年平均	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年平均
pH	-	-	7.4	7.5	7.4	7.7	7.3	7.9	7.5	7.5	7.5	7.6	7.9	7.4	7.8	7.6	7.4	7.7	7.7	8.0	7.6	7.8	7.7
BOD	mg/L	0.5	N.D.	N.D.	0.6	N.D.	0.6	1	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.9	1	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.9	1.1	0.7
COD	mg/L	0.5	2	2.3	3.2	1.8	1.8	3	2.4	2.2	2.2	2.2	1.8	3.5	3.1	2.5	2.4	2.1	2.3	1.5	5.1	2.7	2.7
浮遊物質	mg/L	1	2	1	3	1	N.D.	4	2	3	2	1	1	3	3	2.2	5	2	ND	2	3	5	3.0
溶存酸素	mg/L	0.5	9.9	9.1	8.4	10.0	12	10	9.9	10	9.4	9.9	9.7	10	11	10	9.3	9.5	9.8	10.0	10.0	11.0	9.9
塩化物イオン	mg/L	0.1	12	7.3	7.3	9.7	8.6	9.2	9	9.4	4.3	4.9	8.4	4.9	6.9	6.5	11.0	5.1	5.3	5.8	5.6	5.4	6.4
カドミウム	mg/L	0.0003	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
シアン	mg/L	0.1	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
鉛	mg/L	0.005	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	mg/L	0.02	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
ヒ素	mg/L	0.005	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	mg/L	0.0005	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	mg/L	0.0005	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/L	0.002	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	-	-	-	-	-	-
リン酸態リン	mg/L	0.003	-	0.016	-	-	-	0.02	0.010	-	0.023	-	-	-	0.031	0.027	-	-	-	-	-	-	-
有機体窒素	mg/L	0.01	-	0.29	-	-	-	0.01	0.15	-	0.34	-	-	-	0.18	0.26	-	-	-	-	-	-	-
アンモニア態窒素	mg/L	0.01	-	0.01	-	-	-	0.1	0.06	-	0.03	-	-	-	0.06	0.045	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸態窒素	mg/L	0.005	-	ND	-	-	-	0.0	0.0	-	ND	-	-	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-
硝酸態窒素	mg/L	0.005	-	0.99	-	-	-	1.3	1.2	-	0.44	-	-	-	0.73	0.585	-	-	-	-	-	-	-
全リン	mg/L	0.003	-	0.02	-	-	-	0.028	0.02	-	0.029	-	-	-	0.039	0.034	-	-	-	-	-	-	-
全窒素	mg/L	0.01	-	1.3	-	-	-	1.5	1.4	-	0.82	-	-	-	0.97	0.895	-	-	-	-	-	-	-
採水日	-	-	R5.4.10	R5.6.13	R5.8.9	R5.10.18	R5.12.18	R6.2.20	-	R5.4.10	R5.6.13	R5.8.9	R5.10.18	R5.12.12	R6.2.20	-	R5.4.10	R5.6.13	R5.8.9	R5.10.18	R5.12.12	R6.2.20	-
天候	-	-	晴	晴	晴	晴	晴	曇	-	晴	晴	晴	晴	曇	曇	-	晴	晴	晴	晴	曇	曇	-
気温	℃	-	19.0	26.0	32.0	19.0	3.5	16.5	19.3	18.0	29.0	37.0	23.0	16.0	18.5	23.6	22.0	26.0	31.0	18.0	15.5	13.0	20.9
水温	℃	-	16.0	22.0	27.0	18.0	6.0	12.0	16.8	16.0	22.0	31.0	18.5	13.5	12.0	18.8	19.0	23.0	28.0	22.0	14.0	15.5	20.3
臭気	-	-	無	無	無	無	無	無	-	無	無	無	無	無	無	-	無	無	無	無	無	無	-
全水深	cm	-	20	30	20	20	10	20	20	50	40	30	10	20	20	28	30	30	30	30	20	30	28

市生活環境係調べ

- (注) 1. 「ND」とは、規定された方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 賀茂川は河川A類型に該当しており、生活環境項目の環境基準の適用がある（田万里川・葛子川は適用されない）。
3. 健康項目の環境基準は全公共用水域に適用され、検体は環境基準に適合している。
4. 年平均を算出するにあたり、「ND」については定量下限値の1/2として計算する。

② 賀茂川（上水取水口上、朝日橋）

項目 測定点	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)					SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大	平均	75%値	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大
上水取水口上	10/12	83	8.5～10	0/12	0	8.6～13	0/12	0	0.6～1.7	1.1	1.3	0/12	0	<1～1	1/12	0	5～220
朝日橋	8/12	67	8.6～10	0/12	0	10～14	0/12	0	0.5～1.6	1.2	1.4	0/12	0	<1～1	0/12	0	<1～56

県環境保全課調べ

- (注) 1. m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数
2. 表のほか、朝日橋では健康項目の測定が2回行われており、環境基準値を超過した項目はない。

③ 本川（扇橋）、江戸堀（明神開閉橋）、江の内川河口（忠海）

測定項目	単位	定量 下限値	本川（扇橋）							江戸堀（明神開閉橋）							江の内川		
			5月	7月	9月	11月	1月	3月	年平均	5月	7月	9月	11月	1月	3月	年平均	7月	1月	年平均
pH	－	－	7.4	7.4	7.9	7.9	8.0	7.7	7.7	8.1	7.8	8.1	7.9	8.0	8.0	8.0	7.5	7.9	7.7
BOD	mg/L	0.5	0.8	1.2	0.7	ND	0.7	1.1	0.8	0.6	0.9	0.6	N.D.	0.7	0.5	0.7	1.8	0.7	1.3
COD	mg/L	0.5	2.6	3.4	1.9	1.9	1.6	4.0	2.6	2.4	2.1	2.2	1.8	1.5	1.4	1.9	6.9	2.5	4.7
浮遊物質	mg/L	1	6	9	5	5	4	3	5.3	5	4	6	2	3	4	4.0	17	5	11.0
溶存酸素	mg/L	0.5	8.8	7.1	7.4	7.1	9.5	9.8	8.3	10.0	6.6	7.6	7.5	8.8	9.4	8.3	7.2	10.0	8.6
塩化物イオン	mg/L	10	12,000	6,200	13,000	17,000	17,000	8,000	12,200	15,000	13,000	16,000	14,000	17,000	14,000	14,833	－	－	－
カドミウム	mg/L	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	－	－	－
鉛	mg/L	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	－	－	－
六価クロム	mg/L	0.02	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	－	－	－
溶解性マンガン	mg/L	0.1	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	0	ND	0	ND	ND	ND	ND	0	－	－	－
採水日	－	－	R5.5.12	R5.7.12	R5.9.13	R5.11.10	R6.1.18	R6.3.12	－	R5.5.12	R5.7.12	R5.9.13	R5.11.10	R6.1.18	R6.3.12	－	R5.7.12	R6.1.18	－
気温	℃	－	22.0	26.0	29.5	17.0	11.5	13.0	19.8	22.0	27.0	30.5	16.0	11.0	12.0	19.8	29.0	10.0	19.5
水温	℃	－	19.0	23.0	27.0	21.0	13.0	11.0	19.0	20.5	24.0	29.0	21.0	13.0	12.0	19.9	26.0	13.0	19.5
臭気	－	－	無	無	無	無	無	無	－	無	無	無	無	無	無	－	無	無	－
色相	－	－	無	無	無	無	無	無	－	無	無	無	無	無	無	－	無	無	－

市生活環境係調べ

- (注) 1. 「ND」とは、規定された方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。
2. 年平均を算出するにあたり、「ND」については定量下限値の 1/2 として計算する。

(2) 令和5年度 海域水質測定結果

① 燧灘北西部 35-2

項目	単位	4月			6月			8月		
		上層 (－0m)	中層 (－2m)	下層 (－8m)	上層 (－0m)	中層 (－2m)	下層 (－8m)	上層 (－0m)	中層 (－2m)	下層 (－8m)
採取年月日	－	R5. 4. 19			R5. 6. 26			R5. 8. 2		
採水時間	－	9:19	9:19	9:18	9:20	9:22	9:21	11:20	11:21	11:21
天候	－	曇			曇			晴		
干潮時刻	－	3:18			9:38			16:24		
満潮時刻	－	9:32			3:12			10:00		
気温	℃	16.2			24.8			30.3		
水温	℃	14.1	14.5	14.5	20.1	20.7	20.6	25.5	24.8	24.7
色相	－	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
臭気	－	無	無	無	無	無	無	無	無	無
全水深	m	35.4	35.4	35.4	32.6	32.6	32.6	28.0	28.0	28.0
透明度	m	3.8	3.8	3.8	5.0	5.0	5.0	5.8	5.8	5.8
COD	mg/l	0.9	0.9	1.1	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4	1.5

項目	単位	10月			12月			2月		
		上層 (－0m)	中層 (－2m)	下層 (－8m)	上層 (－0m)	中層 (－2m)	下層 (－8m)	上層 (－0m)	中層 (－2m)	下層 (－8m)
採取年月日	－	R5. 10. 13			R5. 12. 13			R6. 2. 8		
採水時間	－	9:16	9:17	9:16	9:29	9:30	9:29	9:24	9:25	9:24
天候	－	晴			晴			晴		
干潮時刻	－	3:18			3:39			2:32		
満潮時刻	－	9:22			10:32			9:34		
気温	℃	20.8			13.1			6.0		
水温	℃	24.8	24.6	24.2	16.9	16.9	16.5	11.4	11.4	11.3
色相	－	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
臭気	－	無	無	無	無	無	無	無	無	無
全水深	m	34.9	34.9	34.9	35.7	35.7	35.7	38.0	38.0	38.0
透明度	m	7.0	7.0	7.0	9.0	9.0	9.0	7.0	7.0	7.0
COD	mg/l	1.3	1.3	1.2	1.3	1.3	1.1	1.0	1.0	1

市生活環境係調べ

② 燧灘北西部 8

項目 測定点	p H			D O (mg/L)			C O D (mg/L)					n-ヘキサン (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
	m/n	%	最小 ～最大	m/n	%	最小 ～最大	m/n	%	最小 ～最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ～最大	m/n	%	最小 ～最大
燧灘北西部 8	0/36	0	8.0～8.3	15/36	42	6.5～ 9.4	0/36	0	0.9～1.5	1.2	1.2	0/2	0	<0.5 ～<0.5	0/12	0	<1～6

県環境保全課調べ

(注) 1. m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数

2. 表のほか、健康項目の測定が1回～2回行われており、環境基準値を超過した項目はない。

③ 掛の浦地先（吉名）

測定項目	単位	定量下限値	掛の浦地先				
			5月	8月	11月	2月	年平均
pH	-	-	8.1	8.1	8.1	8.0	8.1
COD	mg/L	0.5	1.7	1.7	1.5	4.0	2.2
浮遊物質	mg/L	1	6	7	3	19	8.8
溶存酸素	mg/L	0.5	10.0	7.0	7.1	10.0	8.5
カドミウム	mg/L	0.001	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	ND
鉛	mg/L	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	ND
六価クロム	mg/L	0.02	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	ND
溶解性マンガソ	mg/L	0.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	ND
採水日	-	-	R5.5.12	R5.8.9	R5.11.10	R6.2.20	-
気温	℃	-	18.5	32.0	21.0	15.0	21.6
水温	℃	-	17.0	21.5	17.0	13.0	17.1
臭気	-	-	無	無	無	無	-
色相	-	-	無	無	無	無	-

市生活環境係調べ

(注) 1. 「ND」とは、規定された方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 年平均を算出するにあたり、「ND」については定量下限値の 1/2 として計算する。

(3) 令和5年度 海水浴場測定結果

○ 的場海水浴場

計量項目	単位	定量下限値	海水浴場開設前		海水浴場開設後	
採水年月日	－	－	R5. 5. 11		R5. 7. 7	
採水時間	－	－	10:00	14:05	10:25	13:40
天気	－	－	曇	晴	曇	雨
気温	℃	－	18	21	24	24
水温	℃	－	14	16	22	22
COD	mg/L	0. 4	1. 2	1. 3	2. 9	1. 7
ふん便性大腸菌	個/100mL	2	検出されず	検出されず	2	検出されず
透明度	m	－	1 以上	1 以上	1 以上	1 以上
油膜の有無	－	－	無	無	無	無
病原性大腸菌0157	－	－	－	不検出	－	不検出

市生活環境係調べ

3. 騒音・振動関係

(1) 令和5年度 環境騒音調査結果

調査日	測 定 場 所	規制 区域	騒音レベル (dB)	環境基準 地域類型	環境基準 適否
			L _{Aeq}		
R5. 5. 22	田万里町 1241 (旧田万里小学校)	第三種	54. 9	C 類型	適
R5. 5. 23	下野町 4216-3 (大王会館)	第一種	41. 3	A 類型	適
〃	中央 5 丁目 1-35 (竹原市役所)	第三種	55. 0	C 類型	適
〃	中央 2 丁目 8-5 (本川公園)	第三種	43. 8	C 類型	適
〃	塩町 2 丁目 3 (中須公園)	第二種	54. 2	B 類型	適
R5. 5. 22	忠海中町 2 丁目 3-22 (内堀公園)	第二種	43. 8	B 類型	適
R5. 5. 23	忠海床浦 3 丁目 11-1 (第 2 児童遊園地)	第一種	42. 4	A 類型	適
〃	福田町 1343 (大寿会館)	〃	43. 7	A 類型	適
〃	吉名町 4819 (吉名第 2 公園)	第一種	46. 0	A 類型	適

市生活環境係調べ

(注) 1. 評価は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) による。

(2) 令和 5 年度 道路交通騒音調査結果

調 査 日	道路名	測 定 場 所	車道からの 距離(m)	騒音レベル(dB)	環境基準 地域類型	交通量 (台／10 分)	環境基準 適 否
				LAeq			
R5. 5. 22	国道 2 号	西野町 (株)シタニ (道路端)	5. 3	70. 5	C 類型	219	否
〃	〃	〃 (後背地)	52. 3	49. 7	C 類型	—	適
〃	国道 432 号	竹原町 セブンイレブン竹原中央 (道路端)	3. 9	65. 0	B 類型	117	適
〃	〃	〃 (後背地)	50. 0	54. 2	B 類型	—	適
〃	国道 185 号	中央四丁目 竹原書院図書館 (道路端)	3. 7	61. 9	C 類型	91	適
〃	〃	〃 (後背地)	27. 0	54. 0	C 類型	—	適
〃	〃	福田町 竹原火力発電所西側 (道路端)	1. 9	64. 2	C 類型	62	適
〃	〃	〃 (後背地)	51. 9	50. 8	C 類型	—	適

(注) 1. 評価は、等価騒音レベル (LAeq) による。

市生活環境係調べ

(3) 令和5年度 特定建設作業の届出状況

(イ) 騒音に係る特定建設作業の届出数

年 度 特定建設作業の区分	令和元 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度
くい打機，くい抜機を使用する作業	4	0	0	1	1
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	10	7	6	5	5
空気圧縮機を使用する作業	19	10	12	12	3
プラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	2	0	7	7	2
トラクターショベルを使用する作業	0	0	1	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
合 計	35	17	26	25	11

市生活環境係調べ

(ロ) 振動に係る特定建設作業の届出数

年 度 特定建設作業の区分	令和元 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度
くい打機，くい抜機を使用する作業	1	0	0	1	2
剛球を使用して工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	2	0	3	1	1
ブレーカーを使用する作業	7	4	4	3	3
合 計	10	4	7	5	6

市生活環境係調べ

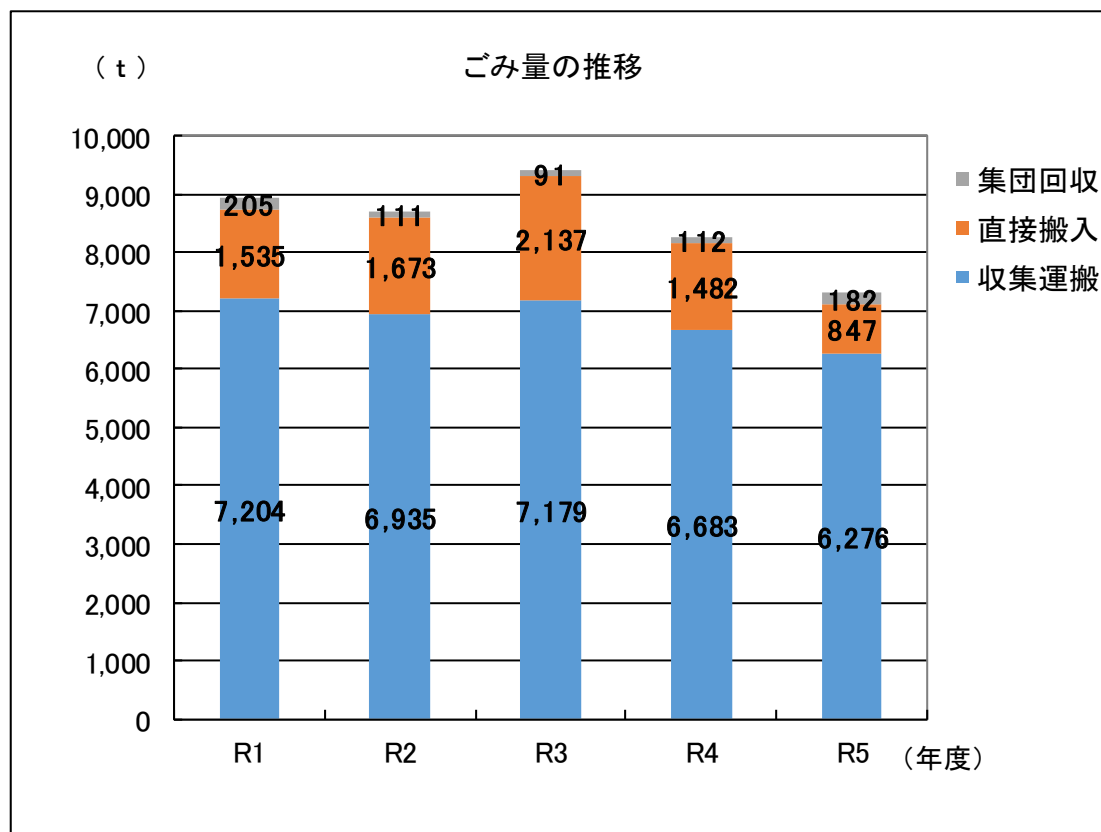
4. ごみ関係

○ ごみ量

(市生活環境係調べ)

年度			R1	R2	R3	R4	R5
人 口（人）			25,174	24,676	24,190	23,699	23,209
世 帯 数（世帯）			12,306	12,250	12,160	12,064	12,016
ごみ量 （t）	収集運搬	可燃ごみ	5,728	5,417	5,892	5,904	5,547
		不燃ごみ	1,138	1,128	877	416	391
		資源ごみ	315	369	370	304	278
		有害ごみ	3	3	5	5	6
		粗大ごみ	20	18	35	54	54
		計	7,204	6,935	7,179	6,683	6,276
	直接搬入		1,535	1,673	2,137	1,482	1,389
資源ごみ集団回収			205	111	91	112	182
合計			8,944	8,719	9,407	8,277	7,847
1人1日当たりごみ量（g/人・日）			973	968	1,065	957	926
資源ごみ集団回収を除く 1人1日当たりごみ量（g/人・日）			951	956	1,055	944	905

(注) 1. 人口・世帯数は、一般廃棄物実態調査にもとづき、各年度の10月1日現在



【環境用語の説明】

《あ 行》

■アダプト制度

1985年にアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味で、自治体が管理する公園、道路、河川等の公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」になってもらうボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的な美化活動を行う制度。

■硫黄酸化物

硫黄と酸素の化合物をいう。主なものは二酸化硫黄（ SO_2 ）と三酸化硫黄（ SO_3 ）があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は、刺激性の強いガスで、臭いを感じ、目に刺激を与え、呼吸機能に影響を及ぼす。

■一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

《か 行》

■化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を化学薬品で分解する時に消費される酸素の量で、海域や湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。CODが高いほど有機物が多い。

■環境基準

環境基本法第16条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

■健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出されたPCBのほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質である。日ごしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

《さ 行》

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

■生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛の 10 項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。BODが高いほど有機物が多く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

《た 行》

■ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

■大腸菌群数

大腸菌とは、乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

■地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約 15℃に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれている。ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

■窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）などをいう。主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源は自動車、ボイラー、家庭暖房など広範囲にわたっている。

《な 行》

■二酸化硫黄（ SO_2 ）

不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961 年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

■二酸化窒素（ NO_2 ）

一酸化窒素（ NO ）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

《は 行》

■浮遊物質（ SS ）

水中を浮遊する物質の量。1 リットルの水をろ過して残る物質の量で水の濁りの程度を表す。

■浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ （10 マイクロメートル＝10 万分の 1m）以下の粒子をいう。10 μm 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

■微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）

大気中に浮遊する粒子状物質の中でも粒子の小さい粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質をいう。

《や 行》

■溶存酸素（ DO ）

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量である。一般に数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

《ら 行》

■類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することをいう。

【西方寺普明閣（市指定重要文化財）】



たけはらの環境（令和6年度版）

令和7年7月発行

編集・発行：竹原市 市民福祉部

地域づくり課 生活環境係

所在地：〒725-8666

広島県竹原市中央五丁目6番28号

TEL：0846（22）2279

FAX：0846（22）2280

E-mail：chiiki@city.takehara.lg.jp

URL：http://www.city.takehara.lg.jp/